

頁	現 行	改 訂 案	摘 要
	<p>給水装置工事設計施工指針</p>	<p>給水装置工事設計施工指針</p>	
	<p>令和2年度改訂版</p>	<p>令和3年度改訂版</p>	<p>文言修正</p>
	<p>令和2年4月改訂</p>	<p>令和3年4月改訂</p>	<p>文言修正</p>
	<p>札幌市水道局</p>	<p>札幌市水道局</p>	

頁	現 行	訂 正 後	摘 要
6	<p>1. 7 給水装置工事の費用負担</p> <p>1. 給水装置工事に要する費用は、その工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p><解説> 市において負担する費用（以下「市費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は、管理者がその都度行う。 対象となる区域は、給水区域内とする。ただし、配水補助管の布設については、市街化区域とする。</p> <p>1. 配水補助管の布設 公道（道路法第2条に基づく）及び別途管理者が定める取扱要領に適合する私有（建築基準法第42条第1項第3号及び5号に規定する幅員4.0m以上の道路）に市の所有管が布設されていない場合に布設する。 〔注：本市の事業として行っているもので基本的に給水条例の費用負担とは、別の取扱いである。〕</p> <p>2. 漏水修繕 「Ⅶ. 修繕工事処理要領」参照</p> <p>3. メーター取替え 満期及び事故メーターの取替えに要する費用。ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。</p> <p>4. その他 (1) 予定栓として設置した分水栓が閉塞した場合、その解消に要する費用等。 (2) 割T字管の簡易仕切弁が閉止不能となった場合、整備に要する費用。 (3) 分水閉止作業時の本体欠陥等による漏水修理に要する費用。 なお、指定事業者等の過失によるものは除く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。（条例第3条2項に基づく）</p> <p>(1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。 (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。 (3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。 (4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。</p> </div>	<p>1. 7 給水装置工事の費用負担</p> <p>1. 給水装置工事に要する費用は、その工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p><解説> 市において負担する費用（以下「市費」という。）とは、以下に示す工事に必要な費用であり、該当するかどうかの判断は、管理者がその都度行う。 対象となる区域は、給水区域内とする。ただし、配水補助管の布設については、市街化区域とする。</p> <p>1. 配水管・配水補助管の布設 公道（道路法第2条に基づく）及び別途管理者が定める取扱要領に適合する私有（建築基準法第42条第1項第3号及び5号に規定する幅員4.0m以上の道路）に市の所有管が布設されていない場合に布設する。 〔注：本市の事業として行っているもので基本的に給水条例の費用負担とは、別の取扱いである。布設までの期間については審査係に確認すること。〕</p> <p>2. 漏水修繕 「Ⅶ. 修繕工事処理要領」参照</p> <p>3. メーター取替え 満期及び事故メーターの取替えに要する費用。ただし、私設メーター及び原因者がある場合は除く。</p> <p>4. その他 (1) 予定栓及び未工事栓等の分水栓が閉塞した場合、その解消に要する費用等。施工には2週間以上の期間を要するので注意すること。 (2) 割T字管の簡易仕切弁が閉止不能となった場合、整備に要する費用。 (3) 割T字不断水撤去工の割T字管が本体欠陥等により閉止不能となった場合、整備に要する費用。 (4) 分水閉止作業時の本体欠陥等による漏水修理に要する費用。 なお、指定事業者等の過失によるものは除く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。（条例第3条1項第2号に基づく）</p> <p>(1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。 (2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。 (3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。 (4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。</p> </div>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

<p>10</p>	<p>4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を記入すること。</p> <p>(1) 給水管又はメーター口径が40mm以上の場合。</p> <p>(2) 直結給水方式で3階以上に給水する場合。</p> <p>(3) 連合栓（アパート、マンション等）の場合。</p> <p>(4) 加圧給水ポンプ及びスプリンクラー設備を使用する場合</p> <p>(5) タンクレストイレを設置する場合。詳細については次ページの表を参照とすること。</p> <p>(6) その他、管理者が必要と認めた場合。</p> <p style="text-align: center;">タンクレストイレを設置する場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別 提供水圧</th> <th style="text-align: center;">作動圧 7m のもの</th> <th style="text-align: center;">作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20m</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td style="text-align: center;">不要 ※2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25m</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30m</td> <td style="text-align: center;">必要 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専用系統(水抜栓以降の単独設置)とする場合は不要。 ※2 一般給水栓を含む系統に複数台設置する場合においては、3mを考慮し計算すること。</p>	種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)	20m	必要	不要 ※2	25m	必要	不要	30m	必要 ※1	<p>4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を記入すること。</p> <p>(1) 給水管又はメーター口径が40mm以上の場合。</p> <p>(2) 直結給水方式で3階以上に給水する場合。</p> <p>(3) 連合栓（アパート、マンション等）の場合。</p> <p>(4) 加圧給水ポンプ及びスプリンクラー設備を使用する場合</p> <p>(5) タンクレストイレを設置する場合。詳細については次ページの表を参照とすること。</p> <p>(6) その他、管理者が必要と認めた場合。</p> <p style="text-align: center;">タンクレストイレを設置する場合(止水・フレキ管を含み作動圧とする)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別 提供水圧</th> <th style="text-align: center;">作動圧 7m のもの</th> <th style="text-align: center;">作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">20m</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td style="text-align: center;">不要 ※2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25m</td> <td style="text-align: center;">必要</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30m</td> <td style="text-align: center;">必要 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専用系統(水抜栓以降の単独設置)とする場合は不要。 ※2 一般給水栓を含む系統に2台以上設置する場合においては、作動圧を3mとし計算すること。</p>	種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)	20m	必要	不要 ※2	25m	必要	不要	30m	必要 ※1	<p>文言追加</p>
種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)																							
20m	必要	不要 ※2																							
25m	必要	不要																							
30m	必要 ※1																								
種別 提供水圧	作動圧 7m のもの	作動圧 5m のもの (ロータンク扱い)																							
20m	必要	不要 ※2																							
25m	必要	不要																							
30m	必要 ※1																								
<p>13</p>	<p>2. 設 計 審 査</p> <p>(1) 設計審査は、給水装置課審査係（以下「審査係」という。）とする。</p> <p>(2) 窓口の受付は、平日16時までとする。なお、審査に時間がかかると思われる申込みは、余裕を持って設計審査を受けること。（受付時間内に審査できないものについては、翌日に再審査となる場合もあるので注意すること。）</p> <p>(3) 工事着手を急ぐ申込書については、審査・調定・市納付金及び水道料金納入後、審査係に申し出ること。</p> <p>(4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。</p> <p>② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。</p>	<p>2. 設 計 審 査</p> <p>(1) 設計審査は、給水装置課審査係（以下「審査係」という。）とする。</p> <p>(2) 窓口の受付は、平日16時までとする。なお、審査に時間がかかると思われる申込みは、余裕を持って設計審査を受けること。（受付時間内に審査できないものについては、翌日に再審査となる場合もあるので注意すること。）</p> <p>(3) 工事着手を急ぐ申込書については、審査・調定・市納付金及び水道料金納入後、審査係に申し出ること。</p> <p>(4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。なお、タンクレストイレの水理計算書を省略する場合は、図面に省略理由とタンクレストイレシステムの立体図を記載すること。</p> <p>② 立体図を建物内の平面経路を記載した平面管路詳細図により容易に説明ができる場合。なお、配管が複雑で説明が難しい場合は、立体図を記載する。</p>	<p>文言追加</p>																						
<p>24</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">バス事業</td> <td style="width: 25%;">ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス</td> <td style="width: 25%;">(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (白石) 東札幌 1-1 (中央) 盤溪 475 番地</td> <td style="width: 35%;">(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731</td> </tr> </table>	バス事業	ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス	(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (白石) 東札幌 1-1 (中央) 盤溪 475 番地	(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">バス事業</td> <td style="width: 25%;">ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス</td> <td style="width: 25%;">(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (南) 川沿 5-1 (中央) 盤溪 475 番地</td> <td style="width: 35%;">(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731</td> </tr> </table>	バス事業	ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス	(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (南) 川沿 5-1 (中央) 盤溪 475 番地	(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731	<p>文言修正</p>														
バス事業	ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス	(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (白石) 東札幌 1-1 (中央) 盤溪 475 番地	(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731																						
バス事業	ジェイ・アール北海道バス 中央バス 札幌ターミナル 道南バス 札幌営業所 定鉄バス 事業部 ばんけいバス	(西) 二十四軒 2-7 (中央) 大通東 1 (白石) 本通 20 丁目 (南) 川沿 5-1 (中央) 盤溪 475 番地	(代) 622-8000 231-0500 865-5511 572-3131 644-3731																						
<p>31</p>	<p>4. メーターの支給及び返納</p> <p>(1) メーターは、しゅん功図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。</p> <p>なお、無線式メーターの場合はID番号（お客様番号）の入力が必要である。</p> <p>(2) メーターは、メーター出庫要求書に基づき受領すること。また、使用するメーターの口径・器種により、30日～45日以上の準備要求期間が必要な場合があるので、余裕をもって申込みこと。</p> <p>なお、支給時間は、原則として平日9時から16時までとする。</p>	<p>4. メーターの支給及び返納</p> <p>(1) メーターは、しゅん功図及び資料等が提出され、それに基づき管理者の書類検査を実施後、現地検査日時の打合せを行った後、支給するものとする。</p> <p>なお、無線式メーターはID設定済みとなっております、同時に支給されるIDシールを相違なく関係書類へ貼付すること。</p> <p>(2) メーターは、メーター出庫要求書に基づき受領すること。また、使用するメーターの口径・器種により、30日～45日以上の準備要求期間が必要な場合があるので、余裕をもって申込みこと。</p>	<p>文言修正</p>																						

	<p>(3) メーターの支給場所は、メーターの器種・口径により異なっており、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="296 178 1394 577"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th colspan="3">支給場所</th> </tr> <tr> <th>直読式 (表示部回転式含む)</th> <th>無線式</th> <th>遠隔指示式 (個別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)</td> <td>給水装置課（検査係） (支給時にID番号入力)</td> <td rowspan="2">資材センター</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>資材センター</td> <td>資材センター（検査時にID番号入力）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 撤去メーターは、堀上後直ちに取付けねじ部にキャップを取付ける等、ねじ部を保護し、速やかに給水装置課（検査係）に返納すること。ただし50mm以上のメーターは、給水装置課（検査係）で指針を確認のうえ、「堀上メーター返納書」に基づき資材センターに返納すること。</p>	口径 (mm)	支給場所			直読式 (表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式 (個別)	13	給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時にID番号入力)	資材センター	20以上	資材センター	資材センター（検査時にID番号入力）	<p>なお、支給時間は、原則として平日9時から16時までとする。</p> <p>(3) メーターの支給場所は、メーターの器種・口径により異なっており、次表によること。</p> <table border="1" data-bbox="1528 220 2626 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th colspan="3">支給場所</th> </tr> <tr> <th>直読式 (表示部回転式含む)</th> <th>無線式</th> <th>遠隔指示式 (個別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)</td> <td>給水装置課（検査係） (ID設定済み)</td> <td rowspan="2">資材センター</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>資材センター</td> <td>資材センター (ID設定済み)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 撤去メーターは、堀上後直ちに取付けねじ部にキャップを取付ける等、ねじ部を保護し、速やかに給水装置課（検査係）に返納すること。ただし50mm以上のメーターは、給水装置課（検査係）で指針を確認のうえ、「堀上メーター返納書」に基づき資材センターに返納すること。</p>	口径 (mm)	支給場所			直読式 (表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式 (個別)	13	給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (ID設定済み)	資材センター	20以上	資材センター	資材センター (ID設定済み)	<p>文言修正</p>
口径 (mm)	支給場所																														
	直読式 (表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式 (個別)																												
13	給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (支給時にID番号入力)	資材センター																												
20以上	資材センター	資材センター（検査時にID番号入力）																													
口径 (mm)	支給場所																														
	直読式 (表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式 (個別)																												
13	給水装置課（検査係） (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課（検査係） (ID設定済み)	資材センター																												
20以上	資材センター	資材センター (ID設定済み)																													
<p>32</p>	<p><解説></p> <p>1. 管理者が行う検査の考え方</p> <p>適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第5条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。</p> <p>このため、本市においては適正な給水装置工事の施行を図るため指定事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施行を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施行する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。</p> <p>このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施行した給水装置が、本市の基準等を遵守し施行されているかの確認を行うものである。</p>	<p><解説></p> <p>1. 管理者が行う検査の考え方</p> <p>適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第6条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。</p> <p>このため、本市においては適正な給水装置工事の施行を図るため指定事業者制度を設けている。すなわち、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施行を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施行する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。</p> <p>このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施行した給水装置が、本市の基準等を遵守し施行されているかの確認を行うものである。</p>	<p>文言修正</p>																												
<p>33</p>	<p><解説></p> <p>1. 給水装置の構造及び材質の基準は、法第16条を受けて政令で定められている。この法第16条では、「施行令第5条（給水装置の構造及び材質の基準）」の1号～7号まで、さらに4、5、7号の技術的細目として「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合していないときには、給水拒否や、給水の停止を行うことができるとされている。</p>	<p><解説></p> <p>1. 給水装置の構造及び材質の基準は、法第16条を受けて政令で定められている。この法第16条では、「施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）」の1号～7号まで、さらに4、5、7号の技術的細目として「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合していないときには、給水拒否や、給水の停止を行うことができるとされている。</p>	<p>文言修正</p>																												

<p>34</p>	<p>4.1 基本調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、給水装置工事の申請前に、現場の状況を確実に把握するため必要な調査を下記の表を参考に全て行うこと。。</p> <p>2. 調査は、設計の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計施工さらには、給水装置自体に影響するため慎重に行うこと。</p> <p>3. 開発行為に伴う工事及び使用水量が多量の場合には、水道施設の新、増設に係る費用負担が伴うことも考えられるため、事前に本市と協議すること。</p> </div>	<p>4.1 基本調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、給水装置工事の申請前に、現場の状況を確実に把握するため必要な調査を下記の表を参考に全て行うこと。。</p> <p>2. 調査は、設計の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は設計施工さらには、給水装置自体に影響するため慎重に行うこと。</p> <p>3. 開発行為に伴う工事及び使用水量が多量の場合には、水道施設の新、増設に係る費用負担が伴うことも考えられるため、事前に本市と協議すること。</p> </div>	<p>文言訂正</p>																																				
<p>36</p>	<p>給水装置台帳閲覧事務フロー</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">閲覧者</th> <th style="width: 30%;">端末機操作者(札幌市水道サービス協会)</th> <th style="width: 50%;">給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧申込書に必要事項を記載する。</td> <td></td> <td>閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。</td> </tr> <tr> <td>閲覧開始</td> <td>閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。</td> <td>利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受領</td> <td>閲覧終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。</td> <td></td> <td>審査及び相談等の対応業務。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 給水装置台帳を閲覧・複写使用できるのは、給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課（厚別分室・八軒分室を除く）で、全区の閲覧が可能である。</p>	閲覧者	端末機操作者(札幌市水道サービス協会)	給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者	閲覧申込書に必要事項を記載する。		閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。	閲覧開始	閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。		出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。	利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。		受領	閲覧終了		給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。		審査及び相談等の対応業務。	<p>給水装置台帳閲覧事務フロー</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">閲覧者</th> <th style="width: 30%;">端末機操作者(さっぽろ水道サービス協会)</th> <th style="width: 50%;">給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧申込書に必要事項を記載する。</td> <td></td> <td>閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。</td> </tr> <tr> <td>閲覧開始</td> <td>閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。</td> <td>利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受領</td> <td>閲覧終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。</td> <td></td> <td>審査及び相談等の対応業務。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 給水装置台帳を閲覧・複写使用できるのは、給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課 (厚別分室・八軒分室を除く) で、全区の閲覧が可能である。</p>	閲覧者	端末機操作者(さっぽろ 水道サービス協会)	給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者	閲覧申込書に必要事項を記載する。		閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。	閲覧開始	閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。		出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。	利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。		受領	閲覧終了		給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。		審査及び相談等の対応業務。	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p>
閲覧者	端末機操作者(札幌市水道サービス協会)	給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者																																					
閲覧申込書に必要事項を記載する。		閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。																																					
閲覧開始	閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。																																						
出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。	利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。																																						
受領	閲覧終了																																						
給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。		審査及び相談等の対応業務。																																					
閲覧者	端末機操作者(さっぽろ 水道サービス協会)	給水装置課及び中部・北部・南部配水管理課担当者																																					
閲覧申込書に必要事項を記載する。		閲覧者の適否確認を行い、適の場合は閲覧申込書確認欄に確認印を押し申込者に渡す。																																					
閲覧開始	閲覧申込書に確認印のあるものについて申込書に記載の栓番で閲覧用端末機を開き、閲覧に供する。																																						
出力図が必要な場合は、閲覧申込書に、必要枚数を記入し操作者に利用料金を支払う。	利用料金を受領し、出力枚数を確認のうえ、必要とする図面等をプロッターから出力して閲覧者に渡す。																																						
受領	閲覧終了																																						
給水装置工事の申込及び事前協議・相談がある場合。		審査及び相談等の対応業務。																																					

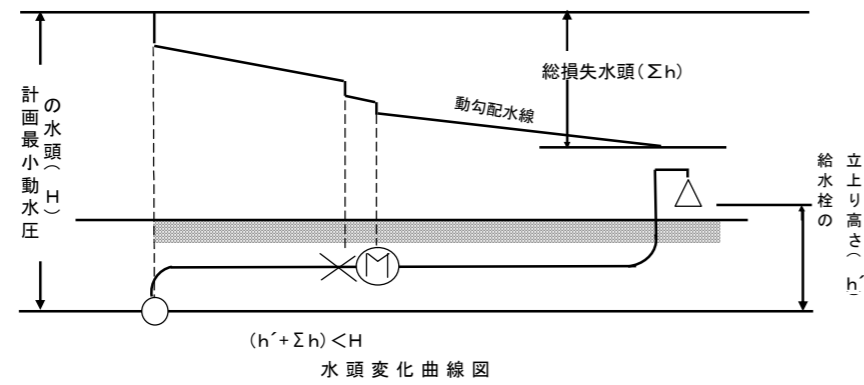
50

3. 管口径の決定

管口径の決定は、各々の損失水頭を積算し決定する。

(1) 計算にあたっての条件は、次のとおりとする。

ア 管口径の決定＝計画最小動水圧－総損失水頭（設計水量に基づく管、器具等の損失） ≥ 0

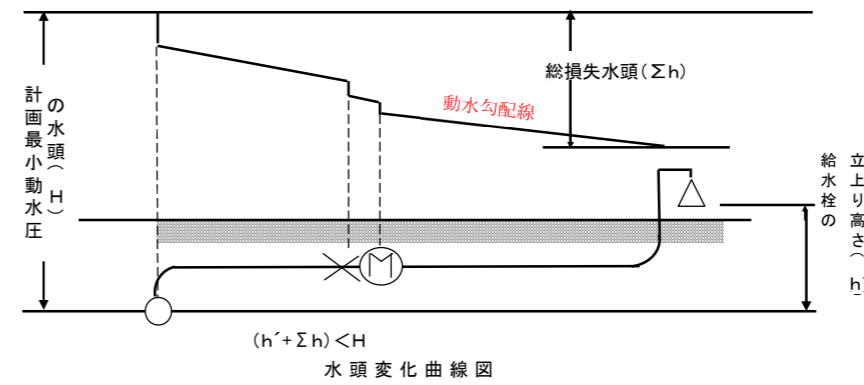


3. 管口径の決定

管口径の決定は、各々の損失水頭を積算し決定する。

(1) 計算にあたっての条件は、次のとおりとする。

ア 管口径の決定＝計画最小動水圧－総損失水頭（設計水量に基づく管、器具等の損失） ≥ 0



文言訂正

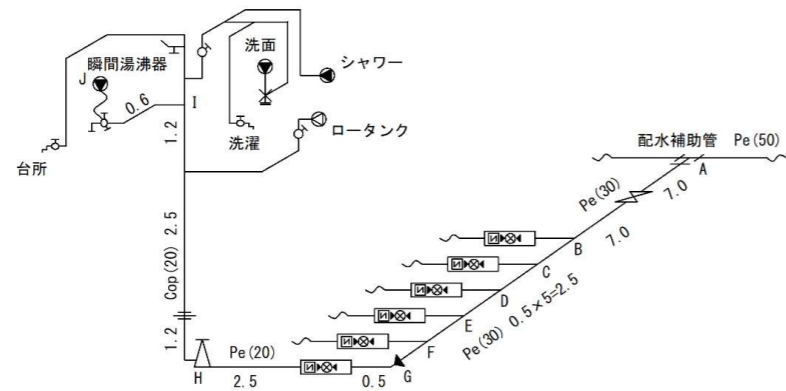
71

水 理 計 算 書 <直結式の例>

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

給水栓番号	申 込 者	
	設 置 場 所	
	工 事 事 業 者	

損失水頭計算概略図



損失水頭の計算 (/ 枚の内)

区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m
分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12
A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61
仕切弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03
B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04
C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04
D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03
E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02
F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01
G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45
異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11
ボール止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.39
水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06
逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65
異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78
水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16
H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	108	0.40
I - J	20	1	1	0.2	0.2	0.6	33	0.02
継手損失 (H-J)							0.42×1	0.42
分岐水栓	13	1	1	0.2	0.2	3.0	228	0.68
フレキブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82
瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00
立上り高さ								5.20
計								17.04 m
残存水頭							(20m - 損失水頭計)	2.96 m

備 考

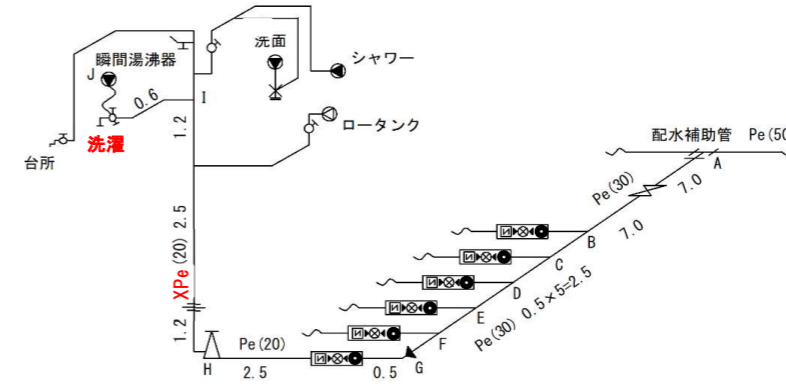
審 査 ・ 検 査

水 理 計 算 書 <直結式の例>

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

給水栓番号	申 込 者	
	設 置 場 所	
	工 事 事 業 者	

損失水頭計算概略図



損失水頭の計算 (/ 枚の内)

区 間 及 び 用 具	口 径 mm	栓 数 個	同 時 開 数 個	使 用 水 量 ℓ/s	流 量 ℓ/s	管 延 長 m	動 水 勾 配 ‰	損 失 水 頭 m
分岐箇所	30	24	6	0.2	1.2	1.0	115	0.12
A - B	30	24	6	0.2	1.2	14.0	115	1.61
仕切弁	30	24	6	0.2	1.2	0.24	115	0.03
B - C	30	20	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04
C - D	30	16	5	0.2	1.0	0.5	83	0.04
D - E	30	12	4	0.2	0.8	0.5	56	0.03
E - F	30	8	3	0.2	0.6	0.5	34	0.02
F - G	30	4	2	0.2	0.4	0.5	17	0.01
G - H	20	4	2	0.2	0.4	4.2	108	0.45
異径接合	20	4	2	0.2	0.4	1.0	108	0.11
ボール止水栓	20	4	2	0.2	0.4			0.39
水道メーター	13	4	2	0.2	0.4			2.06
逆止弁付パッキン	20	4	2	0.2	0.4			0.65
異径接合×2	13×20	4	2	0.2	0.4	0.5×2	778	0.78
水抜栓	20	4	2	0.2	0.4			1.16
H - I	20	4	2	0.2	0.4	3.7	97	0.36
I - J	20	2	2	0.2	0.4	0.6	97	0.06
異径接合	13	2	2	0.2	0.4	0.5	778	0.39
分岐水栓	13	2	2	0.2	0.4	3.0	778	2.34
フレキブル継手(300L)	13	1	1	0.2	0.2			0.82
瞬間湯沸器作動圧							先止め式	2.00
立上り高さ								5.20
計								18.67 m
残存水頭							(20m - 損失水頭計)	1.33 m

備 考

審 査 ・ 検 査

文 言 追 記

文 言 追 記

77			文言修正
82	<p>2. 逆流防止装置</p> <p>吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは給水栓等にホースを取付ける場合、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際に逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカ又はこれらを内部に有する給水用具を設置すること。</p> <p>また、メーターユニットを除くメーター口径40mm以下の新設工事に対して、メーター下流側のメーターソケット内に本市承認品の逆止弁付メーターパッキンを設置すること。</p> <p>なお、設置方法については、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。</p> <p>(1) 逆 止 弁</p> <p>逆圧による水の逆流を弁体により防止する給水用具</p> <p>ア 逆止弁の設置</p> <p>(7) 逆止弁は、設置箇所により、水平取付けのみのものや縦取付け可能なものがあり、構造的に損失水頭が大きいものもあることから、適切なものを選定し設置すること。</p> <p>(イ) 維持管理に容易な箇所に設置すること。</p> <p>イ 逆止弁の種類</p> <p>(7) ばね式</p> <p>a 単式逆流防止弁</p> <p>b 複式逆流防止弁</p> <p>c 二重式逆流防止器</p> <p>d 中間室大気開放式逆流防止器</p> <p>e 減圧式逆流防止器</p> <p>(イ) リフト式逆止弁</p> <p>(ウ) 自重式逆流防止弁</p> <p>(エ) スイング式逆止弁</p> <p>(オ) ダイヤフラム式逆止弁</p> <p>注 本市承認品のメーターユニットに使用する逆止弁は、単式逆止弁のバネ式又はボールリフト式逆止弁でカートリッジタイプとする。</p>	<p>2. 逆流防止装置</p> <p>吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは給水栓等にホースを取付ける場合、断水、漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際に逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカ又はこれらを内部に有する給水用具を設置すること。</p> <p>また、メーターユニットを除くメーター口径40mm以下の新設工事に対して、メーター下流側のメーターソケット内に本市承認品の逆止弁付メーターパッキンを設置すること。改造工事においては、メーターユニットを除くメーター口径40mm以下の場合で、メーター周りの配管更新を行う場合は、新設と同様に逆止弁付メーターパッキンを設置すること(※1)。ただし、下記に示す場合は、その限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ II型メーターきょうが設置されていて流用する場合 ・ 同一建物で複数のメーターがあり、一部のメーター周りの配管更新を行う場合 ・ その他、やむをえない理由があると認められる場合 <p>なお、設置方法については、15.3 メーターの設置「メーター取付（接続）方法」によること。</p> <p>※1 改造工事における逆止弁付メーターパッキンの設置は、令和3年7月1日以降に審査手数料を納入するものから適用となります。</p> <p>(1) 逆 止 弁</p> <p>逆圧による水の逆流を弁体により防止する給水用具</p> <p>ア 逆止弁の設置</p> <p>(7) 逆止弁は、設置箇所により、水平取付けのみのものや縦取付け可能なものがあり、構造的に損失水頭が大きいものもあることから、適切なものを選定し設置すること。</p> <p>(イ) 維持管理に容易な箇所に設置すること。</p> <p>イ 逆止弁の種類</p> <p>(7) ばね式</p> <p>a 単式逆流防止弁</p> <p>b 複式逆流防止弁</p> <p>c 二重式逆流防止器</p> <p>d 中間室大気開放式逆流防止器</p> <p>e 減圧式逆流防止器</p> <p>(イ) リフト式逆止弁</p>	文言追記

	<p>ア 負圧が生じるおそれのあるもの (7) 洗浄弁等 大便器用洗浄弁を直結して使用する場合、便器が閉塞し、汚水が便器の洗浄孔以上に溜まり、給水管内に負圧が生じ、便器内の汚水が逆流するおそれがある。 この対策として、バキュームブレーカを備えた洗浄弁を用い、便器内汚水の逆流を防止すること。 大便器用洗浄弁と組合せるバキュームブレーカには種々のものがあり、それらの選択にあたっては、それぞれの機能を十分検討して有効なものを設置すること。 このほか、便器洗浄用としては、小便器用洗浄弁と小便器洗浄栓が直結で使用されているが、需要者に開閉操作を委ねている小便器洗浄栓については、給水管内に負圧が生じた場合の事故に備えて、逆流防止弁又はバキュームブレーカを取付けること。</p>	<p>(ウ) 自重式逆流防止弁 (エ) スイング式逆止弁 (オ) ダイアフラム式逆止弁 注 本市承認品のメーターユニットに使用する逆止弁は、単式逆止弁のバネ式又はボールリフト式逆止弁でカートリッジタイプとする。 ア 負圧が生じるおそれのあるもの (7) 洗浄弁等 大便器用洗浄弁を直結して使用する場合、便器が閉塞した際には、汚水が便器の洗浄孔以上に溜まる。この時に給水管内に負圧が生じると、便器内の汚水が逆流するおそれがある。 この対策として、バキュームブレーカを備えた洗浄弁を用い、便器内汚水の逆流を防止すること。 大便器用洗浄弁と組合せるバキュームブレーカには種々のものがあり、それらの選択にあたっては、それぞれの機能を十分検討して有効なものを設置すること。 このほか、便器洗浄用としては、小便器用洗浄弁と小便器洗浄栓が直結で使用されているが、吐水口空間が確保されていない場合は、バキュームブレーカー等設置の必要が必要である。</p>	<p>文言修正</p>
<p>83</p>	<p>(イ) ホースを接続使用する水栓等 機能上又は使用方法により逆流を生じるおそれのある給水用具には、ビデ、ハンドシャワー付水栓（バキュームブレーカ付のものを除く。）、ホースを接続して使用するカップリング付水栓、散水栓、化学水栓等がある。 これらの用具には、バキュームブレーカ又は逆流防止弁等の逆流防止機能を有する用具を取付けて給水の安全を確保すること。 特に給水栓にホースを接続して行う洗車、池、プールへの給水等は、ホースの使用方法によっては給水管内に負圧が生じ、使用済みの水、洗剤等が逆流するおそれがある。</p>	<p>(イ) ホースを接続使用する水栓等 機能上又は使用方法により逆流を生じるおそれのある給水用具には、ビデ、ハンドシャワー付水栓（バキュームブレーカ付のものを除く。）、ホースを接続して使用するカップリング付水栓、散水栓、化学水栓等がある。 これらの用具には、バキュームブレーカ又は逆流防止弁等の逆流防止機能を有する用具を取付けて給水の安全を確保すること。 特に給水栓にホースを接続して行う洗車、池やプールへの給水等は、ホースの使用方法によっては給水管内に負圧が生じ、使用済みの水や洗剤等が逆流するおそれがある。</p>	<p>文言修正</p>
<p>88</p>	<p>4. 屋内配管の構造 (1) 配管方法 ア 集合住宅等で共用配管（メイン給水管を配管用シャフト内に主管を立ち上げて、各階で分岐を行いメーターを設置する）方式とする場合には、本市承認のメーターユニットを使用して設置すること。 この場合の配管方法は、立上り管の最頂部に吸排気弁を設置するなど「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」の施工方法と同様に施工すること。</p>	<p>4. 屋内配管の構造 (1) 配管方法 ア 集合住宅等で共用配管（メイン給水管を配管用シャフト内に主管を立ち上げて、各階で分岐するを行いメーターを設置する）方式とする場合には、本市承認のメーターユニットを使用して設置すること。 この場合の配管方法は、立上り管の最頂部に吸排気弁を設置するなど「Ⅱ. 中高層建物直結給水技術基準」の施工方法と同様に施工すること。また給水装置の規模が小さく、上記の基準を必要としないと判断する場合は、その限りではない。</p>	<p>文言修正 文言追記</p>

<p>91</p>	<p><解説></p> <p>1. 配水管への取付口からメーターまでの間で指定する給水用具の規格・基準については「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p> <p>2. 給水用具が給水管等の給水装置に直結された場合、一体として給水装置を構成することとなり、施行令第5条の「給水装置の構造及び材質の基準」が適用されるため、給水用具は基準省令に基づく必要な性能基準に適合したものを使用すること。</p> <p>3. 湯水混合水栓の給水方式</p> <p>原則として、湯水混合水栓の給水側と給湯側を同圧の配管方式とすること。</p>	<p><解説></p> <p>1. 配水管への取付口からメーターまでの間で指定する給水用具の規格・基準については「11. 給水装置工事材料の基準」によること。</p> <p>2. 給水用具が給水管等の給水装置に直結された場合、一体として給水装置を構成することとなり、施行令第6条の「給水装置の構造及び材質の基準」が適用されるため、給水用具は基準省令に基づく必要な性能基準に適合したものを使用すること。</p> <p>3. 湯水混合水栓の給水方式</p> <p>原則として、湯水混合水栓の給水側と給湯側を同圧の配管方式とすること。</p>	<p>文言修正</p>																																
<p>92</p>	<p><解説></p> <p>1. 屋外に設置する止水用具は、次表を考慮して選定すること。</p> <table border="1" data-bbox="231 556 1389 1327"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>呼称</th> <th>用途及び設置場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)</td> <td>メーター止水用具</td> <td>① メーターの上流側直前に設置する。</td> <td>・※1参照。</td> </tr> <tr> <td>伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)</td> <td>第1止水用具 中間止水用具</td> <td>① 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)</td> <td>・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の止水用具</td> <td>④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 上流管路口径と同じ口径の止水用具を基本とするが、水道メーター筐(大型筐以外)に設置する止水用具は、原則メーター口径と同口径とする。</p> <p>※2 ③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。</p>	器種	呼称	用途及び設置場所	摘要	止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・※1参照。	伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	① 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照		その他の止水用具	④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。		<p><解説></p> <p>1. 屋外に設置する止水用具は、次表を考慮して選定すること。</p> <table border="1" data-bbox="1454 556 2611 1327"> <thead> <tr> <th>器種</th> <th>呼称</th> <th>用途及び設置場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)</td> <td>メーター止水用具</td> <td>① メーターの上流側直前に設置する。</td> <td>・※1参照。</td> </tr> <tr> <td>伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)</td> <td>第1止水用具 中間止水用具</td> <td>② 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)</td> <td>・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の止水用具</td> <td>④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※大型水道メーター筐に設置する止水用具は、原則メーター口径と同口径もしくはそれ以上とする。 地下式水道メーター筐(口径25mm以下の水道メーター)の止水用具はJWWA B 108(一部準抛品)以外使用しないこと。(詳細は本指針 P131 参照) なお、口径13mmの水道メーターは口径20mmの止水用具を使用すること。(詳細は本指針 P154 参照)</p> <p>※2 ③を道路内に設置する場合は、車両等の荷重が直接影響しない場所とする。</p>	器種	呼称	用途及び設置場所	摘要	止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・※1参照。	伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	② 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照		その他の止水用具	④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。		<p>文言修正</p>
器種	呼称	用途及び設置場所	摘要																																
止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・※1参照。																																
伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	① 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照																																
	その他の止水用具	④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。																																	
器種	呼称	用途及び設置場所	摘要																																
止水栓 伸縮式止水栓 (JWWA B 108)	メーター止水用具	① メーターの上流側直前に設置する。	・※1参照。																																
伸縮式止水栓(径違い) (JWWA B 108 準抛品) 仕切弁 水道用ソフトシール弁 (JWWA B 120) ねじ込み仕切弁 (青銅弁) (JIS B 2011) Pe 挿し口付きソフトシール仕切弁 (PTC B 22)	第1止水用具 中間止水用具	② 75mm以上の割T字管及び二受T字管、チーズによる分岐にあたっては、分岐した直前に設置する。 ③ 割T字管(50mm)、サドル付分水栓及びチーズで分岐する次の場合は、適切な位置に設置する。 ・共用管の場合。 ・連合栓(メーター2個以上)の場合。 ・単独栓であっても、給水管延長が25m以上の場合。(取出部の道路横断延長を除く)	・例図参照 (図7-5~7) ・※2参照																																
	その他の止水用具	④ 口径40mm以上のメーター下流側に断水時の返り水防止のため設置する。 ⑤ その他維持管理に必要な箇所に設置する。																																	

<p>98</p>	<p><解説></p> <p>1. メーターの設置位置は、使用水量の計量及びメーター下流側の漏水を早期に発見するため、給水管分岐部に最も近接した敷地部分とし、検針、点検及び取替作業等が容易な場所で、かつ汚水や雨水が流入したり、駐車場のような車両乗入れ部や障害物の置かれやすい場所を避けること。</p> <p>2. メーターを集合住宅の配管スペース内など外気の影響を受けやすい場所へ設置する場合は、防寒対策を講じなければならない。また、メーター設置にあたっては本市の承認するメーターユニットを使用し、設置すること。なお、ユニットを設置する台座は、アンカーボルト・全ねじボルト等で固定すること。</p> <p>3. メーターを地中に設置する場合は、メーターきょう内に設置し外部からの衝撃を防護するとともに、その位置を明らかにすること。なお、メーターきょうの使用区分は次によること。</p> <p>(1) IV型メーターきょう(改) 口径13mm～25mmのメーターに用いる。</p> <p>(2) 大型メーターきょう 口径40mm以上のメーターに用いる。</p> <p>(3) 旧型のメーターきょうを取替える場合 改造工事等において、旧型のメーターきょうを掘り起こす場合には、伸縮式止水栓を取付けIV型メーターきょう(改)に取替えること。</p> <p>(4) 撤去・新設及び改造工事等において、埋設管の布設取替えに伴ってII型Bきょうを掘り起こす必要がある場合、IV型メーターきょう(改)に取替えること。</p>	<p><解説></p> <p>1. メーターの設置位置は、使用水量の計量及びメーター下流側の漏水を早期に発見するため、給水管分岐部に最も近接した敷地部分とし、検針、点検及び取替作業等が容易な場所で、かつ汚水や雨水が流入したり、駐車場のような車両乗入れ部や障害物の置かれやすい場所を避けること。</p> <p>2. メーターを集合住宅の配管スペース内など外気の影響を受けやすい場所へ設置する場合は、防寒対策を講じなければならない。また、メーター設置にあたっては本市の承認するメーターユニットを使用し、設置すること。なお、ユニットを設置する台座は、アンカーボルト・全ねじボルト等で固定すること。</p> <p>3. メーターを地中に設置する場合は、メーターきょう内に設置し外部からの衝撃を防護するとともに、その位置を明らかにすること。なお、メーターきょうの使用区分は次によること。</p> <p>(1) IV型メーターきょう(改) 口径13mm～25mmのメーターに用いる。</p> <p>(2) 大型メーターきょう 口径40mm以上のメーターに用いる。</p> <p>(3) 旧型のメーターきょうを取替える場合 改造工事等において、旧型のメーターきょうを掘り起こす場合には、伸縮式止水栓を取付けIV型メーターきょう(改)に取替えること。</p> <p>(4) 撤去・新設及び改造工事等において、埋設管の布設取替えに伴ってII型Bきょうを掘り起こす必要がある場合、IV型メーターきょう(改)に取替えること。</p> <p>(5) 口径40mm以上から口径25mm以下にメーター口径を減ずる場合、大型メーターきょうを掘り上げ、新たにIV型メーターきょう(改)を設置すること。</p>	<p>文言追記</p>
<p>101</p>	<p>7. 浄水器・活水器等を給水装置に直結して設置する場合は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理を考慮して次の事項について留意すること。</p> <p>(1) 元付け型浄水器・活水器 元付け型浄水器（配管途中に設置される浄水器）及び活水器については、原則として水道水中の遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持できないものは、給水装置の構造・材質の基準を満たしていても、水道法第22条、水道法施行規則第17条に基づき、給水装置への直結は認めない。</p>	<p>7. 浄水器・活水器等を給水装置に直結して設置する場合は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理を考慮して次の事項について留意すること。</p> <p>(1) 元付け型浄水器・活水器 元付け型浄水器（配管の主管部に設置される浄水器）及び活水器については、原則として水道水中の遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持できないものは、給水装置の構造・材質の基準を満たしていても、水道法第22条、水道法施行規則第17条に基づき、給水装置への直結は認めない。</p>	<p>文言修正</p>
<p>103</p>	<p>7. 11 給水管及び給水用具の接続</p> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第6条第3号）</p>	<p>7. 11 給水管及び給水用具の接続</p> <p>【構造・材質基準に係る事項】</p> <p>1. 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第6条第1項第3号）</p>	<p>文言修正</p>

<p>109</p>	<p><解説> 受水槽は、構造的に直接配水管と連結していないものであり、水道法にいう給水装置ではない。したがって、水道法からは適用除外され建築基準法の適用を受けるものである。（建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条第2項）</p> <p>しかし、この設備は、使用者の側から考えれば構造及び衛生いずれの面からみても給水装置と同様に、極めて重要な施設であるので、受水槽以下については、受水槽施設に関する法令（「19. 受水槽の管理」を参照）等を遵守することはもちろん、特に次の事項を留意して行うこと。なお、建築基準法の適用を受けない小規模な受水槽及び高置水槽についても、前記を考慮して、これらに準じて行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受水槽は、用途別（家事用、家事用以外、公衆浴場用）に設置すること。 2. 水道水と井戸水を併用する場合は、受水槽を別々に設けること。なお、やむを得ず井戸水の受水槽に水道水を給水しようとする時は、飲用水としての水質及び外部からの汚染のおそれがない等の衛生が確保される場合に限り、下記のいずれかの方法による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 落とし込みとすること。（水栓等による開閉操作。） (2) 副受水槽を設けること。 3. 消火水槽は、水槽内の水質衛生が確保されないことから、水栓等の開閉操作による落とし込みとし、上流側には逆流防止装置を設置すること。 	<p><解説> 受水槽は、構造的に直接配水管と連結していないものであり、水道法にいう給水装置ではない。したがって、水道法からは適用除外され建築基準法の適用を受けるものである。（建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条第2項）</p> <p>しかし、この設備は、使用者の側から考えれば構造及び衛生いずれの面からみても給水装置と同様に、極めて重要な施設であるので、受水槽以下については、受水槽施設に関する法令（「19. 受水槽の管理」を参照）等を遵守することはもちろん、特に次の事項を留意して行うこと。なお、建築基準法の適用を受けない小規模な受水槽及び高置水槽についても、前記を考慮して、これらに準じて行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受水槽は、用途別（家事用、家事用以外、公衆浴場用）に設置すること。 2. 消火水槽は、水栓等の開閉操作による落とし込みを基本とする。ただし、それ以外の逆流防止措置を講じる必要がある場合は、別途管理者と協議すること。 	<p>文言修正</p>
<p>113</p>	<p>2. 作 図</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作図にあたっては、方位を明示するとともに、北を上にする。 (2) 平面管路詳細図は、次の内容を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 建物の位置（民地界、道路からのオフセット）、構造及び設備（撤去の場合はメーターまで）、点検口等の位置 イ 水抜栓の取付位置 ウ 分岐位置、既設給水管との接続部、止水栓等のオフセット（三点から測定）並びに見出標の記載 エ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（道路中心、民地界） オ 給水材料及び用具の種別 カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分、認定道路番号及び道路名） キ 公私有地の種別、隣接敷地の境界線及び隣接関連給水栓番号 ク 分岐する配水管及び給水管（給水管の系統を含め）等の管種、口径、組合番号、管路番号並びに所有者名（組合名） ケ 地下埋設物の種類、口径及び位置（近接の場合） コ 遠隔指示式メーターの受信器の設置位置 サ 遠隔指示式メーターを設置した場合には、同設置要領にある遠隔指示装置設置標準図に基づく配線図 	<p>2. 作 図</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作図にあたっては、方位を明示するとともに、北を上にする。 (2) 平面管路詳細図は、次の内容を記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 建物の位置（民地界、道路からのオフセット）、構造及び設備（撤去の場合はメーターまで）、点検口等の位置 イ 水抜栓の取付位置 ウ 分岐位置、既設給水管との接続部、止水栓等のオフセット（三点から測定）並びに見出標の記載 エ 布設する管の管種、口径、延長及び位置（道路中心、民地界） オ 給水材料及び用具の種別 カ 道路の種別（舗装の有無、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分、認定道路番号及び道路名） キ 公私有地の種別、隣接敷地の境界線（寸法も記載）及び隣接関連給水栓番号 ク 分岐する配水管及び給水管（給水管の系統を含め）等の管種、口径、組合番号、管路番号並びに所有者名（組合名） ケ 地下埋設物の種類、口径及び位置（近接の場合） コ 遠隔指示式メーターの受信器の設置位置 サ 遠隔指示式メーターを設置した場合には、同設置要領にある遠隔指示装置設置標準図に基づく配線図 	<p>文言追記</p>
<p>114</p>	<p>(7) 部分的に詳細を必要とする場合には、拡大や補足文等で表示すること。</p>	<p>(7) 特殊な配管は部分的に詳細を必要とする場合にはため、拡大や補足文等で表示すること。</p>	<p>文言追記</p>

114 表10-1 表示記号及び符号 (1)~(7)
(1) 管種別記号

鑄 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング鋼管	V S P
メカニカルジョイント鑄鉄管	MC I P	鉛 管	LP
A形ダクタイル鑄鉄管	DAP	ポリエチレン管	Pe
K形ダクタイル鑄鉄管	DKP	配水用ポリエチレン管	PeH
T形ダクタイル鑄鉄管	DTP	銅 管	COP
SII形ダクタイル鑄鉄管	DSII P	ステンレス鋼管	SUS
NS形ダクタイル鑄鉄管	DNSP	ポリ粉体ライニング鋼管	PSP
GX形ダクタイトイル鑄鉄管	DGXP	架橋ポリエチレン管	XPe
硬質塩化ビニル管	VP	ポリブデン管	PBP
亜鉛メッキ鋼管	SP	ポリプロピレン管	PPR
管 更 生	CAR	耐衝撃硬質塩化ビニル管	HIVP
普通鑄鉄管（印籠管）	CCP	高密度ポリエチレン管	HDPe

表10-1 表示記号及び符号 (1)~(7)
(1) 管種別記号

鑄 鉄 管	C I P	塩化ビニールライニング鋼管	V S P
メカニカルジョイント鑄鉄管	MC I P	鉛 管	LP
A形ダクタイル鑄鉄管	DAP	ポリエチレン管	Pe
K形ダクタイル鑄鉄管	DKP	配水用ポリエチレン管	PeH
T形ダクタイル鑄鉄管	DTP	銅 管	COP
SII形ダクタイル鑄鉄管	DSII P	ステンレス鋼管	SUS
NS形ダクタイル鑄鉄管	DNSP	ポリ粉体ライニング鋼管	PSP
GX形ダクタイトイル鑄鉄管	DGXP	架橋ポリエチレン管	XPe
硬質塩化ビニル管	VP	ポリブデン管	PBP
亜鉛メッキ鋼管	SP	ポリプロピレン管	PPR
管 更 生	CAR	耐衝撃硬質塩化ビニル管	HIVP
普通鑄鉄管（印籠管）	CCP	高密度ポリエチレン管	HDPe

文言修正

115 (5) 異形管記号

栓 (K形)		曲 管		VPソケット	
乙字管		フランジ曲管		VP違径ソケット	
短管 一号		継 輪		VPチーズ	
短管 二号		挿し受片落管		VP曲管	
フランジ短管		受挿し片落管		VPキャップ	
三受十字管		割T字(50以下)		配ポリ用EFソケット	
二受T字管		割T字(75以上)		配ポリ用メカニカルソケット	
フランジ付T字管		VCソケット		配ポリ用チーズ	

(5) 異形管記号

栓 (K形)		曲 管		VPソケット	
乙字管		フランジ曲管		VP違径ソケット	
短管 一号		継 輪		VPチーズ	
短管 二号		挿し受片落管		VP曲管	
フランジ短管		受挿し片落管		VPキャップ	
三受十字管		割T字(50以下)		配ポリ用EFソケット	
二受T字管		割T字(75以上)		配ポリ用メカニカルソケット	
フランジ付T字管		VCソケット		配ポリ用チーズ	

文言修正

<p>120</p>	<p>しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例3(受水槽のケース)</p> <p>注意 管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。</p> <p>簡易仕切弁見出票オフセット図(例)</p> <p>親止水見出票オフセット図(例)</p> <p>平面管路詳細図 S=1/200</p> <p>立体図</p> <p>給水栓番号 ○○○○○○～○○○ (受水槽)</p> <p>申込者名 ○○○○</p> <p>設置場所 札幌市○○○○○△△△丁目</p> <p>施工業者名 ○○○○</p> <p>給水区域 ■内 □外 □市街化調整区域</p> <p>管路番号 □○○-○○○</p> <p>管理図番号 ○○-○○-○○(○○)</p> <p>分岐部から水道メーターまでの給水管情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>延長</th> <th>材料種別</th> <th>工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>2.5</td> <td>H-10 申・控</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>地</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>0.5</td> <td>H-10 申・控</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>地</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>5.0</td> <td>H-19 申・控</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>しゅん功検査 しゅん功図面交付</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>図面番号 審査・検査</p> <p>1/○</p> <p>※1 逆止弁付メーターバッキンのメーカー名等を記載すること。 ※2 受水槽関係等の必要となる詳細図は別に添付すること。</p> <p>※紙質の仕様は、普通上質紙50kg種相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白化率90%)50kg種相当品とする。</p>	区分	管種	口径	延長	材料種別	工種	道	市	Pa	40	2.5	H-10 申・控	道	区					道	市					道	市					宅	地	Pa	40	0.5	H-10 申・控	宅	地	Pa	40	5.0	H-19 申・控	宅	内					宅	内					<p>しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例3(受水槽のケース)</p> <p>注意 管理図(1/500)をコピー又は、トレースするなどして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。</p> <p>簡易仕切弁見出票オフセット図(例)</p> <p>親止水見出票オフセット図(例)</p> <p>平面管路詳細図 S=1/200</p> <p>立体図</p> <p>給水栓番号 ○○○○○○～○○○ (受水槽)</p> <p>申込者名 ○○○○</p> <p>設置場所 札幌市○○○○○△△△丁目</p> <p>施工業者名 ○○○○</p> <p>給水区域 ■内 □外 □市街化調整区域</p> <p>管路番号 □○○-○○○</p> <p>管理図番号 ○○-○○-○○(○○)</p> <p>分岐部から水道メーターまでの給水管情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管種</th> <th>口径</th> <th>延長</th> <th>材料種別</th> <th>工種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>2.5</td> <td>H-10 申・控</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>地</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>0.5</td> <td>H-10 申・控</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>地</td> <td>Pa</td> <td>40</td> <td>5.0</td> <td>H-19 申・控</td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅</td> <td>内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>しゅん功検査 しゅん功図面交付</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>図面番号 審査・検査</p> <p>1/○</p> <p>※1 逆止弁付メーターバッキンのメーカー名等を記載すること。 ※2 受水槽関係等の必要となる詳細図は別に添付すること。</p> <p>※紙質の仕様は、普通上質紙50kg種相当品以上又は、上質再生紙(古紙配合率70%、白化率90%)50kg種相当品とする。</p>	区分	管種	口径	延長	材料種別	工種	道	市	Pa	40	2.5	H-10 申・控	道	区					道	市					道	市					宅	地	Pa	40	0.5	H-10 申・控	宅	地	Pa	40	5.0	H-19 申・控	宅	内					宅	内					<p>文言追記</p>
区分	管種	口径	延長	材料種別	工種																																																																																																										
道	市	Pa	40	2.5	H-10 申・控																																																																																																										
道	区																																																																																																														
道	市																																																																																																														
道	市																																																																																																														
宅	地	Pa	40	0.5	H-10 申・控																																																																																																										
宅	地	Pa	40	5.0	H-19 申・控																																																																																																										
宅	内																																																																																																														
宅	内																																																																																																														
区分	管種	口径	延長	材料種別	工種																																																																																																										
道	市	Pa	40	2.5	H-10 申・控																																																																																																										
道	区																																																																																																														
道	市																																																																																																														
道	市																																																																																																														
宅	地	Pa	40	0.5	H-10 申・控																																																																																																										
宅	地	Pa	40	5.0	H-19 申・控																																																																																																										
宅	内																																																																																																														
宅	内																																																																																																														
<p>121</p>	<p>2. 給水装置の構造・材質基準（法施行令第6条）</p> <p>(1) 法第16条に基づく給水装置の構造・材質の基準は、施行令第5条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、基準省令に定められている。また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年4月厚生省告示第111号）及びJIS S3200-1~7（水道用器具試験方法）に定められている。</p>	<p>2. 給水装置の構造・材質基準（法施行令第6条）</p> <p>(1) 法第16条に基づく給水装置の構造・材質の基準は、施行令第6条に定められている。さらに、この基準の技術的細目は、基準省令に定められている。また、基準に係る試験方法については、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年4月厚生省告示第111号）及びJIS S3200-1~7（水道用器具試験方法）に定められている。</p>	<p>文言修正</p>																																																																																																												
<p>126</p>	<p>5. 性能基準適合の表示</p> <p>給水装置工事材料の性能基準適合は、日本工業規格品（水道用）はJISマークにより、また、自己認証品及び第三者認証品は認証マーク等の表示により確認できる。</p>	<p>5. 性能基準適合の表示</p> <p>給水装置工事材料の性能基準適合は、日本産業規格品（水道用）はJISマークにより、また、自己認証品及び第三者認証品は認証マーク等の表示により確認できる。</p>	<p>文言修正</p>																																																																																																												

127	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">品質認証センター</td> <td colspan="2">(公社) 日本水道協会</td> <td rowspan="2">JIS 製品認証事業</td> <td colspan="2">第三者認証機関 (日本水道協会以外)</td> <td rowspan="2">自己認証</td> </tr> <tr> <td>検査事業</td> <td></td> <td>(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本工業規格* (水道用)</td> <td>基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)</td> <td>検査事業検査品 札幌市仕様品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認証表示方法</td> <td>JISマーク</td> <td>JWWA 品質認証マーク</td> <td>JWWA 検査証印等</td> <td>JIS認証マーク</td> <td>認証マーク</td> <td>適合証明書</td> </tr> </table> <p>※ 日本工業規格品（水道用）：規格に「JIS S 3200-1~7（水道用器具試験方法）」の引用規定を有するものをいう。</p> <p>(1) 日本工業規格品（水道用） 水道用の日本工業規格である各種管及び弁等は、JISマークの表示により性能基準に適合していることを確認できる。ただし、水道用であるかどうかは製品に表示していないので、あらかじめ、製造業者等に確認しておく必要がある。</p>						品質認証センター	(公社) 日本水道協会		JIS 製品認証事業	第三者認証機関 (日本水道協会以外)		自己認証	検査事業		(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan		日本工業規格* (水道用)	基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)	検査事業検査品 札幌市仕様品					認証表示方法	JISマーク	JWWA 品質認証マーク	JWWA 検査証印等	JIS認証マーク	認証マーク	適合証明書	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">品質認証センター</td> <td colspan="2">第三者認証機関</td> <td rowspan="2">JIS 製品認証事業</td> <td colspan="2">第三者認証機関 (日本水道協会以外)</td> <td rowspan="2">自己認証</td> </tr> <tr> <td>検査事業</td> <td></td> <td>(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本産業規格* (水道用)</td> <td>基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)</td> <td>検査事業検査品 札幌市仕様品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>認証表示方法</td> <td>JISマーク</td> <td>JWWA 品質認証マーク</td> <td>JWWA 検査証印等</td> <td>JIS認証マーク</td> <td>認証マーク</td> <td>適合証明書</td> </tr> </table> <p>※ 日本産業規格品（水道用）：規格に「JIS S 3200-1~7（水道用器具試験方法）」の引用規定を有するものをいう。</p> <p>(1) 日本産業規格品（水道用） 水道用の日本産業規格である各種管及び弁等は、JISマークの表示により性能基準に適合していることを確認できる。ただし、水道用であるかどうかは製品に表示していないので、あらかじめ、JIS番号の確認や製造業者等に確認しておく必要がある。</p>	品質認証センター	第三者認証機関		JIS 製品認証事業	第三者認証機関 (日本水道協会以外)		自己認証	検査事業		(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan		日本産業規格* (水道用)	基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)	検査事業検査品 札幌市仕様品					認証表示方法	JISマーク	JWWA 品質認証マーク	JWWA 検査証印等	JIS認証マーク	認証マーク	適合証明書
	品質認証センター	(公社) 日本水道協会		JIS 製品認証事業	第三者認証機関 (日本水道協会以外)			自己認証																																																	
検査事業			(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan																																																						
日本工業規格* (水道用)	基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)	検査事業検査品 札幌市仕様品																																																							
認証表示方法	JISマーク	JWWA 品質認証マーク	JWWA 検査証印等	JIS認証マーク	認証マーク	適合証明書																																																			
品質認証センター	第三者認証機関		JIS 製品認証事業	第三者認証機関 (日本水道協会以外)		自己認証																																																			
	検査事業			(一財) 日本ガス機器検査協会 (一財) 日本燃焼機器検査協会 (一財) 電気安全環境研究所 (株) UL Japan																																																					
日本産業規格* (水道用)	基本基準適合品 特別基準適合品 (規格品)	検査事業検査品 札幌市仕様品																																																							
認証表示方法	JISマーク	JWWA 品質認証マーク	JWWA 検査証印等	JIS認証マーク	認証マーク	適合証明書																																																			
129	<p>(3) JIS製品認証事業の認証マーク (公社) 日本水道協会が、工業標準化法に定められた日本工業規格への適合性を評価する登録認証機関として、当該製品等の日本工業規格への適合性を認証する業務である。</p>						<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>																																																		

131

6. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料の指定

配水管への取付口からメーターまで（メーターユニット以外の建物内を除く。）の給水管及び給水用具については、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすため、使用材料の耐震性及び統一性が不可欠なことから、使用材料を次表のとおり指定している。

ただし、この使用材料の指定は、水道水の供給を受ける者との契約内容として供給規定に位置づけられる水道法16条の構造・材質基準に基づく給水装置の使用規制とは異なるものであり、構造・材質基準と混同されないような適切な運用がなされなければならない。

給水管及び給水用具の指定（配水管への取付口からメーターまで）

品名	規格等	用途・口径・種類	
給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種] 埋設用 20~50mm	
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 埋設用 50・75mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット 埋設用 75~350mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDP A G 1049] 埋設用 75~300 mm	
分岐用具	割T字管	札幌市承認品 75~350×50~350mm	
	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）] 75×20~40mm 100~350×20~50mm	
	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）] 40~50×20mm 75×20~40mm 100~150×20~50mm	
	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136 40×20mm 50×20・25mm	
	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20 50×20・25mm 75×20~50mm	
	メーター	水道メーター	本市が貸与するメーター（詳細は、11. 2メーター参照） 13~200mm
		水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm） 75~350mm
止水用具	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22 水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	
	ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011 32~50mm	
水継手類	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形~接続型式Gタイプ] 25mm以下	
	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール~接続型式G Eタイプ] ボールはキー(角)ハンドル 25mm以下	
	水道用伸縮式止水栓（径違い）	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール~接続型式G Eタイプ] ボールはキー(角)ハンドル 20×13 25×20	
	メーターユニット	札幌市仕様 13~25mm	
水用具	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様（規格除外品） 50mm以下	
	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ他）	JWWA K 145 50・75mm	
	水道配水用ポリエチレン管継手（フランジ）	PTC K 13 50・75mm	
	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21 50mm以下	
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品） 50・75mm	
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ] 50~100mm	
	防食型合フランジ	札幌市仕様 50~100×30~75mm	
	メーター用プッシング継手	札幌市仕様 13×20	
	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様 13~40mm	
	割継輪	札幌市仕様 75~350mm	
撤去用具	不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）	札幌市仕様 75~350×75mm 100~350×100mm	
	不断水閉止用プラグN式	札幌市仕様 材質 [JISG 5502] 50mm	
	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301準拠] 材質 [JIS 5120 CAC902] 50mm	
	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117 13~50mm	
その他	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 75~350mm鋳鉄管防食用	
	ポリエチレンシート	札幌市仕様 サドル付分水栓防食用	
	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20 水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	
	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20 水道配水用ポリエチレン管分岐部用	
	水道用管表示テープ	札幌市仕様 75mm以上	
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様 50mm以上	
	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	
	止水栓きょう	札幌市仕様 A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）	
水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様 IV型(改)		

※JWWA B 108（ボール）については、本市の閉栓キャップが設置できること

6. 配水管への取付口からメーターまでの使用材料の指定

配水管への取付口からメーターまで（建物内を除く。）の給水管、給水用具及び建物内のメーターユニットについては、災害等による給水装置の損傷防止及び迅速かつ、適切な復旧を果たすため、使用材料の耐震性及び統一性が不可欠なことから、使用材料を次表のとおり指定している。

ただし、この使用材料の指定は、水道水の供給を受ける者との契約内容として供給規定に位置づけられる水道法16条の構造・材質基準に基づく給水装置の使用規制とは異なるものであり、構造・材質基準と混同されないような適切な運用がなされなければならない。

給水管及び給水用具の指定（配水管への取付口からメーターまで）

品名	規格等	用途・口径・種類	
給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種] 埋設用 20~50mm	
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144 埋設用 50・75mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット 埋設用 75~350mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDP A G 1049] 埋設用 75~300 mm	
分岐用具	割T字管	札幌市承認品 75~350×50~350mm	
	水道用サドル付分水栓（鋳鉄管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）] 75×20~40mm 100~350×20~50mm	
	水道用サドル付分水栓（塩ビ管用）	JWWA B 117 [A型 ボール型（ネジ式）] 40~50×20mm 75×20~40mm 100~150×20~50mm	
	水道用サドル付分水栓（ポリエチレン管用）	JWWA B 136 40×20mm 50×20・25mm	
	水道用サドル付分水栓（水道配水用ポリエチレン管用）	PTC B 20 50×20・25mm 75×20~50mm	
	メーター	水道メーター	本市が貸与するメーター（詳細は、11. 2メーター参照） 13~200mm
		水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種]（キャップの高さ70mm） 75~350mm
止水用具	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22 水道配水用ポリエチレン管用50・75mm	
	ねじ込み仕切弁（青銅弁）	JIS B 2011 32~50mm	
水継手類	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形~接続型式Gタイプ] 25mm以下	
	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール~接続型式G Eタイプ] ボールはキー(角)ハンドル 25mm以下	
	水道用伸縮式止水栓（径違い）	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール~接続型式G Eタイプ] ボールはキー(角)ハンドル 20×13 25×20	
	メーターユニット	札幌市仕様 13~25mm	
水用具	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 札幌市仕様（規格除外品） 50mm以下	
	水道配水用ポリエチレン管継手（EFソケット、バンド、チーズ、キャップ他）	JWWA K 145 50・75mm	
	水道配水用ポリエチレン管継手（フランジ）	PTC K 13 50・75mm	
	水道配水用ポリエチレン管金属継手（変換ソケット、エルボ、チーズほか）	PTC B 21 50mm以下	
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30及び準拠品（札幌市承認品） 50・75mm	
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ] 50~100mm	
	防食型合フランジ	札幌市仕様 50~100×30~75mm	
	メーター用プッシング継手	札幌市仕様 13×20	
	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様 13~40mm	
	割継輪	札幌市仕様 75~350mm	
撤去用具	不断水割T字管撤去（コア・保護バンド）	札幌市仕様 75~350×75mm 100~350×100mm	
	不断水閉止用プラグN式	札幌市仕様 材質 [JISG 5502] 50mm	
	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301準拠] 材質 [JIS 5120 CAC902] 50mm	
	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117 13~50mm	
その他	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 75~350mm鋳鉄管防食用	
	ポリエチレンシート	札幌市仕様 サドル付分水栓防食用	
	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20 水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	
	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20 水道配水用ポリエチレン管分岐部用	
	水道用管表示テープ	札幌市仕様 75mm以上	
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様 50mm以上	
	きょう（仕切弁、排水弁、空気弁）消火栓	札幌市仕様	
	止水栓きょう	札幌市仕様 A-800・B・BC・AV（簡易止水栓きょう）	
水道メーターきょう（プラスチック）	札幌市仕様 IV型(改)		

※JWWA B 108（ボール）については、本市の閉栓キャップが設置できること。また、メーター止水用具としての使用に限る。

文言修正

文言追加

132

11.2 メーター

本市が採用し、貸与するメーターは、次のとおりである。

口径 (mm)	器種	規格等	形式	記号
13	接線流羽根車単箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式（電子式）	REK
			無線式（機械式）	RMK
20	接線流羽根車複箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式	REK
25	接線流羽根車複箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式	REK
40	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2	直読式	DW
			遠隔指示式	EW
			無線式	REW
50	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
75	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
100	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
150	電磁式 (小流量対応型)	JIS B 8570-1,2	直読式	EM
			遠隔指示式	TEM
			無線式	REM
200	電磁式 (通常型)	JIS B 8570-1,2	直読式	EM
			遠隔指示式	TEM
			無線式	REM

*詳細仕様については、別途仕様書を参照とする。

*遠隔指示式（個別）を使用する場合は、個別表示装置（受信器）を貸与する。

11.2 メーター

本市が採用し、貸与するメーターは、次のとおりである。

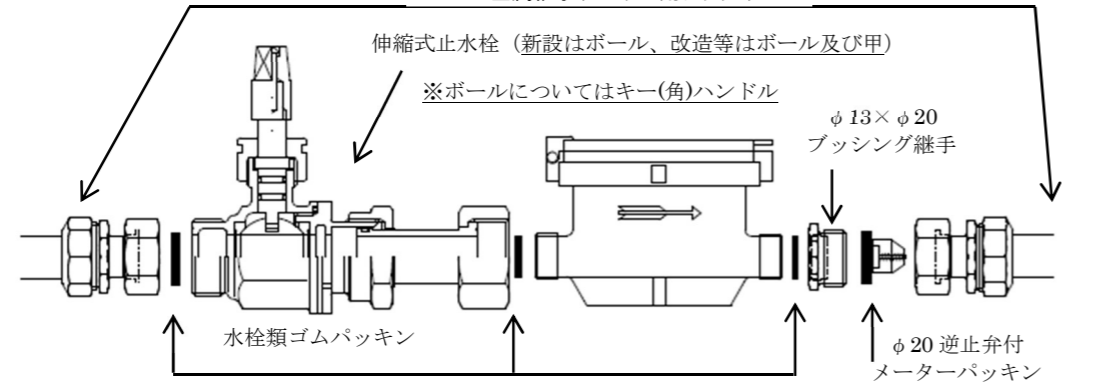
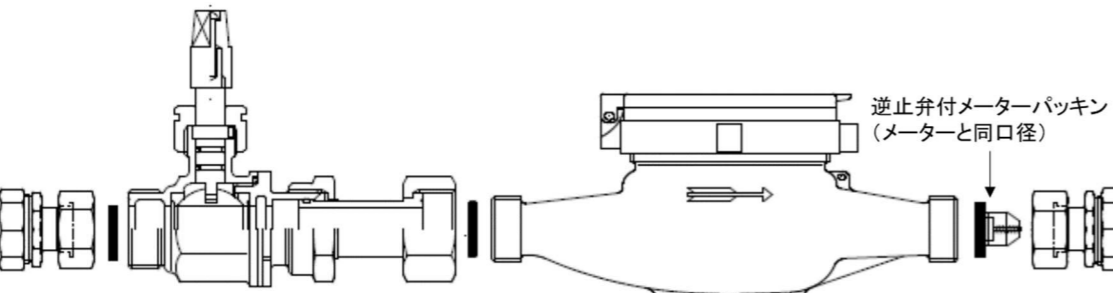
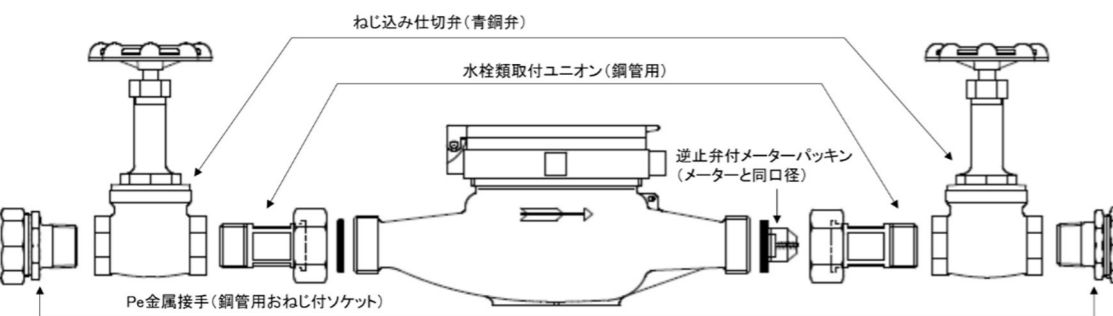
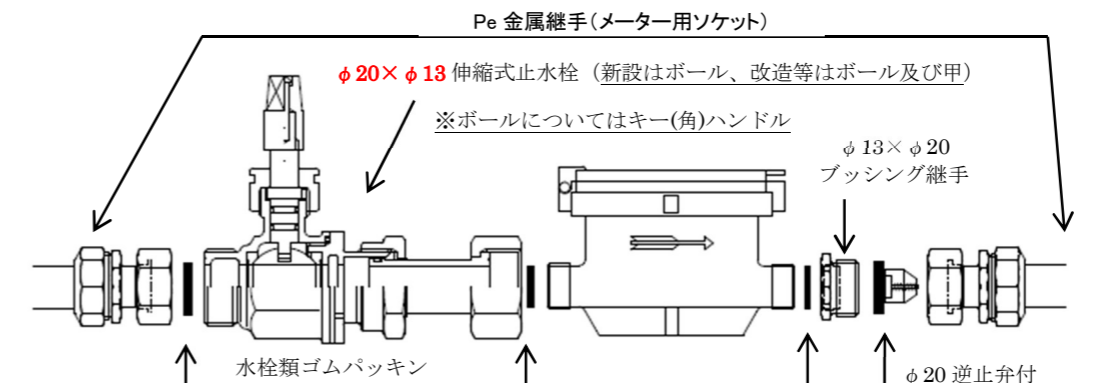
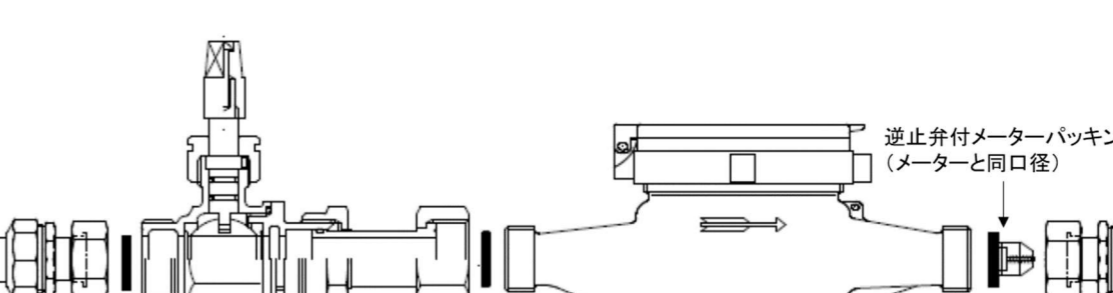
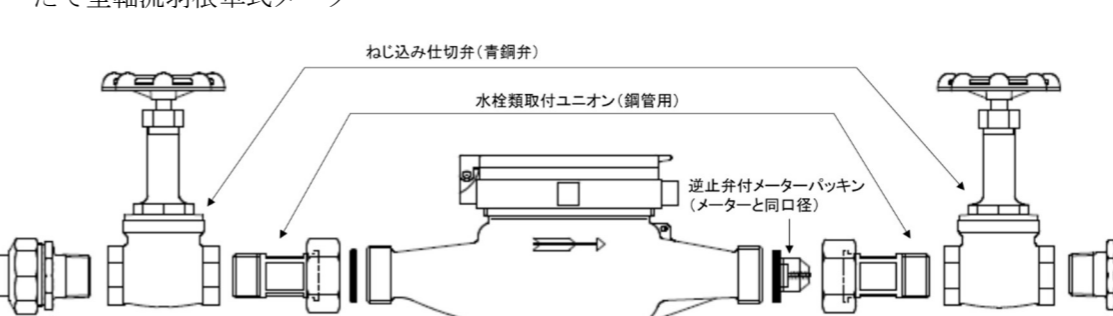
口径 (mm)	器種	規格等	形式	記号
13	接線流羽根車単箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式（電子式）	REK
			無線式（機械式）	RMK
20	接線流羽根車複箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式	REK
25	接線流羽根車複箱式	JIS B 8570-1,2	直読式（従来型）	DK
			直読式（表示部回転式）	SDK
			遠隔指示式	EK
			無線式	REK
40	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2	直読式	DW
			遠隔指示式	EW
			無線式	REW
50	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
75	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
100	たて型軸流羽根車式	JIS B 8570-1,2 (はん用)	直読式	DTW
			遠隔指示式	ETW
			無線式	RETW
150	電磁式 (小流量対応型)	JIS B 8570-1,2	直読式	EM
			遠隔指示式	TEM
			無線式	REM
200	電磁式 (通常型)	JIS B 8570-1,2	直読式	EM
			遠隔指示式	TEM
			無線式	REM

*詳細仕様については、別途仕様書を参照とする。

*遠隔指示式（個別）を使用する場合は、個別表示装置（受信器）を貸与する。

文言削除

134	<p>(2) その他</p> <p>ア 断水を伴う工事は、断水日時を指定することがあるので事前に本市と協議すること。 なお、施工予定日の4日前（休日を除く）までには検査係（担当者）と協議を終えること。</p> <p>イ 分岐にあたっては、本市に事前に連絡すること。 なお、詳細については、「14. 分岐及び撤去工事」によること。</p>	<p>(2) その他</p> <p>ア 断水を伴う工事は、断水日時を指定することがあるので事前に本市と協議すること。 なお、施工予定日の4日前（閉庁日を除く）までには検査係（担当者）と協議を終えること。 断水を伴う工事は、周辺の配水管にも影響を与える場合があることから、閉庁日の前日及び閉庁日は施工できない。</p> <p>イ 分岐にあたっては、本市に事前に連絡すること。 なお、詳細については、「14. 分岐及び撤去工事」によること。</p>	文言修正
139	<p>3. 工事の施工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 道路の掘削にあたっては、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p>	<p>3. 工事の施工については、次によらなければならない。</p> <p>(1) 道路の掘削にあたっては、施工日前日（閉庁日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p>	文言修正
141	<p>1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。</p> <p>2. 路床は、不陸整正を行った後、充分転圧すること。</p> <p>3. 路盤材料（砂・碎石）の敷均しは、均等に過不足のないよう行い、充分締固めをすること。</p> <p>4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、充分転圧すること。</p> <p>5. 舗装本復旧は、影響幅を考慮した復旧幅にて、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。</p> <p>6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること</p>	<p>1. 道路復旧は、道路管理者の許可条件を遵守し、速やかに原形に復旧すること。</p> <p>2. 路床は、不陸整正を行った後、充分転圧すること。</p> <p>3. 路盤材料（砂・碎石）の敷均しは一層の厚さが20 cm以下となるよう均等に過不足のないよう行い、充分締固めをすること。</p> <p>4. 舗装仮復旧は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面にすりつくように敷均して、充分転圧すること。</p> <p>5. 舗装本復旧は、影響幅を考慮した復旧幅にて、路盤面及び既設舗装との密着を良くし、仕上面に凹凸がないよう適正な機種で転圧すること。</p> <p>6. 道路復旧に使用する路盤材料及びアスファルト材料は、札幌市土木工事共通仕様書等の規定によること</p>	文言追記
142	<p>4. 分岐にあたっては、・・・（中略）・・・施工すること。</p> <p>他埋設管の外装管使用管種及び表示色</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ガス管（緑）・・・铸铁管、鋼管、PLP 鋼管（ビニール被覆）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>5. 分岐及び撤去（公道部を施工する場合）にあたっては、工事情報を共有し、問い合わせ等に迅速に対応するため、担当の配水管理課に通知する必要があることから、必ず、施工日前日（休日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p>	<p>4. 分岐にあたっては、・・・（中略）・・・施工すること。</p> <p>他埋設管の外装管使用管種及び表示色</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ガス管（緑）・・・铸铁管、鋼管、PLP 鋼管（ビニール被覆）、ポリエチレン管</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>5. 分岐及び撤去（公道部を施工する場合）にあたっては、工事情報を共有し、問い合わせ等に迅速に対応するため、担当の配水管理課に通知する必要があることから、必ず、施工日前日（閉庁日を除く）の正午までに検査係担当者に連絡すること。</p>	文言追記 文言修正
143	<p>6. 断水が伴う工事は、施工予定日の4日前もしくは、断水ビラを配布する2日前（休日を除く）までに断水計画書及び断水ビラを検査係担当者に提出し、協議を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。</p>	<p>6. 断水が伴う工事は、施工予定日の4日前もしくは、断水ビラを配布する2日前（閉庁日を除く）までに断水計画書及び断水ビラを検査係担当者に提出し、協議を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。</p>	文言修正

<p>149</p>	<p>(4) 施工日の連絡 撤去にあたっては、施工予定日の4日前（休日を除く）までに検査係担当者に連絡すること。</p>	<p>(4) 施工日の連絡 撤去にあたっては、施工予定日の4日前（閉庁日を除く）までに検査係担当者に連絡すること。</p>	<p>文言修正</p>
<p>154</p>	<p style="text-align: center;">メーター取付（接続）方法</p> <p>(1) 呼び径 13 mm 接線流羽根車単箱式メーター</p> <p>注) 逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)及び伸縮式止水栓(ボール)の取付けは、新設工事に限る。他の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて取付け、伸縮式止水栓については、甲形及びボールのいずれかを設置すること。</p> <p style="text-align: center;">Pe金属継手(メーター用ソケット)</p>  <p>伸縮式止水栓（新設はボール、改造等はボール及び甲） ※ボールについてはキー(角)ハンドル φ13×φ20 プッシング継手 水栓類ゴムパッキン φ20 逆止弁付メーターパッキン</p> <p>(2) 呼び径 20、25 mm 接線流羽根車複箱式メーター</p>  <p>逆止弁付メーターパッキン（メーターと同口径）</p> <p>(3) 呼び径 40 mm たて型軸流羽根車式メーター</p>  <p>ねじ込み仕切弁(青銅弁) 水栓類取付ユニオン(鋼管用) 逆止弁付メーターパッキン（メーターと同口径） Pe金属接手(鋼管用おねじ付ソケット)</p>	<p style="text-align: center;">メーター取付（接続）方法</p> <p>(1) 呼び径 13 mm 接線流羽根車単箱式メーター</p> <p>注) 新設工事においては、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)及び伸縮式止水栓(ボール)の取付けを行うこと。改造工事においては、メーター周りの配管更新を行う場合は、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)を取付け、伸縮式止水栓については、ボール止水栓とすることが望ましい。上記以外の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて取付けること。</p> <p style="text-align: center;">Pe金属継手(メーター用ソケット)</p>  <p>φ20×φ13 伸縮式止水栓（新設はボール、改造等はボール及び甲） ※ボールについてはキー(角)ハンドル φ13×φ20 プッシング継手 水栓類ゴムパッキン φ20 逆止弁付メーターパッキン</p> <p>(2) 呼び径 20、25 mm 接線流羽根車複箱式メーター</p>  <p>逆止弁付メーターパッキン（メーターと同口径）</p> <p>(3) 呼び径 40 mm たて型軸流羽根車式メーター</p>  <p>ねじ込み仕切弁(青銅弁) 水栓類取付ユニオン(鋼管用) 逆止弁付メーターパッキン（メーターと同口径） Pe金属接手(鋼管用おねじ付ソケット)</p>	<p>文言修正</p>

159	<p>1. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に用いる機械器具は、その用途に適したものを使用すること。（施行規則第36条第5項）</p> <p>2. 配水管の取付口からメーターまでの給水装置の接合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者が自ら行うか、又は技能を有する者の実地監督のもとに行うこと。（施行規則第36条第2項）</p> <p>3. 接合は、継手の性能を確保するよう、適切な施工管理を行うこと。</p> <p>4. 接合に用いるシール材、接着剤等は、水道用途に適したものを使用すること。</p>	<p>1. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に用いる機械器具は、その用途に適したものを使用すること。（施行規則第36条第1項第5号）</p> <p>2. 配水管の取付口からメーターまでの給水装置の接合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者が自ら行うか、又は技能を有する者の実地監督のもとに行うこと。（施行規則第36条第1項第2号）</p> <p>3. 接合は、継手の性能を確保するよう、適切な施工管理を行うこと。</p> <p>4. 接合に用いるシール材、接着剤等は、水道用途に適したものを使用すること。</p>	文言修正
160	<p>(10) シール剤は、ねじ部（全ねじ山及び管端）にむらなく丁寧に塗布すること。 なお、シール材の規格としては、次のものが定められている。 ア 液状シール剤 J W W A K 146「水道用液状シール剤」 J W W A K 142「水道用耐熱性液状シール剤」</p>	<p>(10) シール剤は、ねじ部（全ねじ山及び管端）にむらなく丁寧に塗布すること。 なお、シール材の規格としては、次のものが定められている。 ア 液状シール剤 J W W A K 146「水道用液状シール剤」 J W W A K 142「水道用耐熱性液状シール剤」 J W W A K 161「水道用ライニング鋼管用液状シール剤」</p>	文言削除
161	<p>7. ステンレス鋼管の接合 ステンレス鋼管の接合は、伸縮可とう式継手、プレス式継手、圧縮式継手等を使用する。 (1) 伸縮可とう式継手による接合 この継手は、埋設地盤の変動に対応できるよう、継手に伸縮可とう性をもたしたものである。 ア 管接合部の“ばり”等を除去し、清掃した後、接合部に管の挿入長さを確認する。 イ 管には、くい込み環設定線の位置に専用ローラーで深さ0.7mm程度の溝を付ける。 ウ 継手の接合部品を、挿入順序に注意しながら管にセットする。 エ これを継手本体に挿入し、スパナ等の工具を使い袋ナットをねじ部が完全に袋ナットで覆われるまで締付ける。</p>	<p>7. ステンレス鋼管の接合 ステンレス鋼管の接合は、伸縮可とう式継手、プレス式継手、圧縮式継手等を使用する。 (1) 伸縮可とう式継手による接合 この継手は、埋設地盤の変動に対応できるよう、継手に伸縮可とう性をもたしたものである。 ア 管接合部の“ばり”等を除去し、清掃した後、接合部に管の挿入長さを確認する。 イ 溝付け方式の場合、管には、くい込み環設定線の位置に専用ローラーで深さ0.7mm程度の溝を付ける。 ウ 継手の接合部品を、挿入順序に注意しながら管にセットする。 エ これを継手本体に挿入し、スパナ等の工具を使い袋ナットをねじ部が完全に袋ナットで覆われるまで締付ける。</p>	文言追記
163	<p>8. 架橋ポリエチレン管の接合 (1) 継手には、メカニカル継手と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気式熱融着継手がある。 (2) メカニカル継手は、白色の単層管に使用する。 (3) 電気式融着継手は、緑色の2層管を使用する。</p>	<p>8. 架橋ポリエチレン管の接合 (1) 継手には、メカニカル継手と継手の本体に電熱線等の発熱体を埋め込んだ電気式熱融着継手がある。 (2) メカニカル継手は、白色の単層管に使用する。 (3) 電気式融着継手は、緑色の2層管に使用する。</p>	文言修正
165	<p>5. 開きょ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。やむを得ず水路の上に布設する場合には、高水位以上の高さに架設し、かつ、さや管、保温材等による防護を施すこと。（河川管理施設等構造令施行規程に基づく。）</p>	<p>5. 開きょ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。やむを得ず水路の上に布設する場合には、高水位+余裕高以上の高さに架設し、かつ、さや管、保温材等による防護を施すこと。（河川管理施設等構造令施行規則に基づく。）なお、詳細については河川管理者と協議すること。</p>	文言修正

166	<p>1. 道路に布設する口径 75 mm以上の給水管には、水道用管表示テープ（以下「表示テープ」という。）を貼り付けること。</p> <p>2. 道路に布設する口径 50 mm以上の給水管には、水道用埋設用標示シート（以下「標示シート」という。）を敷設すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>1. 道路に布設する口径 50 mm以上の給水管には、水道用埋設用標示シート（以下「標示シート」という。）を敷設すること。</p> <p>2. 道路に布設する口径 75 mm以上の給水管には、標示シートを敷設するほか、水道用管表示テープ（以下「表示テープ」という。）を貼り付けること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p>	文言修正
171	<p>(2) 管理の状況に関する検査（札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領）</p> <p>ア 水質の管理</p> <p>(7) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。</p> <p>(4) 前号アの検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>・・・・（表は省略）・・・・</p>	<p>(2) 管理の状況に関する検査（札幌市水道局貯水槽水道管理指導要領）</p> <p>ア 水質の管理</p> <p>(7) 給水栓末端における水の色、濁り、臭い及び味等の異常の有無についての検査及び残留塩素の有無に関する検査を、7日以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、床下型貯水槽を設けている場合は、毎日行うこと。</p> <p>(4) 前号(ア)の検査のほか、下表に掲げる項目の検査を、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。</p> <p>・・・・（表は省略）・・・・</p>	文言修正
172	<p>(ウ) 前号イの検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p>	<p>(ウ) 前号(イ)の検査については、原則として建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）により知事登録を受けた者に委託すること。</p>	文言修正
173	<p>(表中) 「簡易専用水道」×「定義」の欄</p> <p>1. 建築物の延べ面積 3000 m²以上の次に該当するもの。</p> <p>(1) 興業場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</p> <p>(2) 店舗又は事務所</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所含む）</p> <p>(4) 旅館</p> <p>(表中) 「小規模貯水槽水道」×「検査」の欄</p> <p>設置者が、簡易専用水道に準じた検査を行うよう努めることとしている。</p>	<p>(表中) 「簡易専用水道」×「定義」の欄</p> <p>1. 建築物の延べ面積 3000 m²以上の次に該当するもの。</p> <p>(1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場</p> <p>(2) 店舗又は事務所</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所含む）</p> <p>(4) 旅館</p> <p>(表中) 「小規模貯水槽水道」×「検査」の欄</p> <p>設置者が、簡易専用水道に準じた検査を行うよう努めること。</p>	文言修正 文言削除
197	<p>給水装置は、通常有圧で給水しているため、外部から水が流入することは無いが、断減水、漏水等により逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。特に中高層建物は断減水時における負圧の大きさから、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。</p> <p>1. 逆止弁は、各戸ごとの逆流を防止するために必ず設置すること。また、直圧共同水栓については、本市承認品の逆止弁付メーターパッキンを設置すること。</p>	<p>給水装置は、通常有圧で給水しているため、外部から水が流入することは無いが、断減水、漏水等により逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。特に中高層建物は断減水時における負圧の大きさから、より安全な逆流防止対策を講じる必要がある。</p> <p>1. 各戸ごとの水道メーター直後には、各戸ごとの逆流を防止するために逆止弁を必ず設置すること。また、直圧共同水栓の水道メーター直後については、本市承認品の逆止弁付メーターパッキン等を設置すること。</p>	文言修正

198	<p>3. 吸排気弁の維持管理を考慮し、流入側直前に手動の止水用具（仕切弁又はボール弁）を設けること。</p> <p>5. 吸排気弁からの排水は間接排水とし、基準省令第5条第2項に示されている必要な吐水口空間を確保すること。なお、排水配管の口径は、吸排気弁の排気口と同口径又はそれ以上とすること。</p>	<p>3. 吸排気弁の維持管理を考慮し、流入側直前に手動の止水用具（仕切弁又はボール弁）を設けること。 なお、配管及び止水用具の口径は、吸排気弁の口径と同口径以上とすること。</p> <p>5. 吸排気弁からの排水は間接排水とし、基準省令第5条第1項第2号に示されている必要な吐水口空間を確保すること。なお、排水配管の口径は、吸排気弁の排気口と同口径又はそれ以上とすること。</p>	<p>文言追記</p> <p>文言修正</p>
199	<p>1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面したパイプシャフト内に設置しないこと。</p> <p>2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物（片廊下開放型建物等）では、凍結防止する措置（防寒材、電熱ヒーターの設置等）を講じること。</p> <p>3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準（指針「7.9.2 メーターの取扱基準」）により世帯ごと等に設置するものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。</p> <p>4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。</p>	<p>1. 各戸の水道メーターは、満期メーター交換等の障害を防止するため、居室内及び開口部が居室内に面したパイプシャフト内に設置しないこと。</p> <p>2. パイプシャフト内の水道メーターが凍結するおそれのある構造の建物（片廊下開放型建物等）では、凍結防止する措置（防寒材、電熱ヒーターの設置等）を講じること。</p> <p>3. 直結加圧装置はポンプ設備であることから、水道メーターは、原則として直結加圧装置の上流側に設置するものであるが、本市の水道メーターの取扱基準（指針「7.9.2 メーターの取扱基準」）により世帯ごと等に設置し、設置高さは各階の床から400～1200mm程度の高さとするものである。なお、この場合親水道メーターは設置しないこと。</p> <p>4. 検針が容易に行える保温材については、水道メーター取替等の維持管理を考慮して次の事項について留意すること。</p>	<p>文言追記</p>
201	<p>5. 直結加圧装置は、ポンプ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。</p> <p>6. 設置室内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニット周囲には、60cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの搬入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。ただし、ユニットの設計上、一部の点検スペースがあれば適切に維持管理できる場合は、ユニットの特性を考慮し設置することを認める。</p>	<p>5. 直結加圧装置は、ポンプ本体及び制御機器等からの騒音もあるため、設置場所に注意する必要がある。やむを得ず住居に隣接して設置する場合は、防音対策を講じること。</p> <p>6. 設置室内は2.0m以上の高さとし、設置されたユニットが据置型の場合は、周囲に、60cm以上の点検スペースを確保すること。また、設置室内には、ユニットの搬入及び管理人等の出入りに支障のない構造の開口部を設けること。ただし、ユニットの設計上、一部の点検スペースがあれば適切に維持管理できる場合は、ユニットの特性を考慮し設置することを認める。</p>	<p>文言修正</p>

<p>218</p>	<p>損失水頭計算略図 [10階直結加压給水 (38戸) の例]</p>	<p>損失水頭計算略図 [10階直結加压給水 (38戸) の例]</p>
<p>221</p>	<p>10階直結加压給水</p>	<p>10階直結加压給水</p>

文言追記

文言追記

<p>245</p>	<p style="text-align: center;">V. 無線式メーター設置要領</p> <p>1. 適用範囲 無線式メーター設置要領の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 無線式の設置地区</p> <p>ア 厚別区全域 イ 中央区の一部</p> <table border="1" data-bbox="281 409 905 871"> <tr><td>北5条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>北2～4条</td><td>西1～10丁目</td></tr> <tr><td>北1条</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>北大通</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>南大通</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南1～9条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南10条</td><td>西1～3丁目、西6～8丁目</td></tr> <tr><td>南11条</td><td>西1丁目、西6・7丁目</td></tr> <tr><td>南12～15条</td><td>西1丁目</td></tr> <tr><td>二条市場</td><td></td></tr> </table> <p>(2) 検針困難箇所（大型メーターきょう含む。）及び検針危険箇所</p>	北5条	西1～8丁目	北2～4条	西1～10丁目	北1条	西1～9丁目	北大通	西1～9丁目	南大通	西1～8丁目	南1～9条	西1～8丁目	南10条	西1～3丁目、西6～8丁目	南11条	西1丁目、西6・7丁目	南12～15条	西1丁目	二条市場		<p style="text-align: center;">V. 無線式メーター設置要領</p> <p>1. 適用範囲 無線式メーター設置要領の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 無線式の設置地区</p> <p>ア 厚別区全域 イ 清田区全域 ウ 南区全域 エ 中央区の一部</p> <table border="1" data-bbox="1513 483 2136 945"> <tr><td>北5条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>北2～4条</td><td>西1～10丁目</td></tr> <tr><td>北1条</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>北大通</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>南大通</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南1～9条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南10条</td><td>西1～3丁目、西6～8丁目</td></tr> <tr><td>南11条</td><td>西1丁目、西6・7丁目</td></tr> <tr><td>南12～15条</td><td>西1丁目</td></tr> <tr><td>二条市場</td><td></td></tr> </table> <p>(2) 検針困難箇所（大型メーターきょう含む。）及び検針危険箇所</p>	北5条	西1～8丁目	北2～4条	西1～10丁目	北1条	西1～9丁目	北大通	西1～9丁目	南大通	西1～8丁目	南1～9条	西1～8丁目	南10条	西1～3丁目、西6～8丁目	南11条	西1丁目、西6・7丁目	南12～15条	西1丁目	二条市場		<p>文言修正</p>
北5条	西1～8丁目																																										
北2～4条	西1～10丁目																																										
北1条	西1～9丁目																																										
北大通	西1～9丁目																																										
南大通	西1～8丁目																																										
南1～9条	西1～8丁目																																										
南10条	西1～3丁目、西6～8丁目																																										
南11条	西1丁目、西6・7丁目																																										
南12～15条	西1丁目																																										
二条市場																																											
北5条	西1～8丁目																																										
北2～4条	西1～10丁目																																										
北1条	西1～9丁目																																										
北大通	西1～9丁目																																										
南大通	西1～8丁目																																										
南1～9条	西1～8丁目																																										
南10条	西1～3丁目、西6～8丁目																																										
南11条	西1丁目、西6・7丁目																																										
南12～15条	西1丁目																																										
二条市場																																											
<p>248</p>	<p>1. 適用範囲 遠隔指示式メーター設置要領の適用範囲は、次のとおりである。</p> <p>(1) 検針困難箇所及び、危険箇所。（大型メーターきょう含む。） (2) 需要者の希望による。</p> <p>2. 設置目的 遠隔指示式メーターは、発信装置（メーター本器）、信号伝送部（ケーブル）、表示装置（受信器）から構成され、メーター本器から離れた場所で読取りを行えるよう表示装置（受信器）を設置し、検針を効率的に行うものである。</p> <p>3. 有効性 遠隔式指示メーターの設置による遠隔指示化は、検針危険箇所及び検針困難箇所の解消に有効である。</p> <p>4. 留意事項 メーター本器は、誤通信等の発生防止のため、電流線、AC駆動機器等から500mm以上離すこと。</p>	<p>1. 適用範囲 遠隔指示式メーター設置要領の適用範囲は、管理者が認めたときとする。</p> <p>2. 設置目的 遠隔指示式メーターは、発信装置（メーター本器）、信号伝送部（ケーブル）、表示装置（受信器）から構成され、メーター本器から離れた場所で読取りを行えるよう表示装置（受信器）を設置し、検針を効率的に行うものである。</p> <p>3. 有効性 遠隔式指示メーターの設置による遠隔指示化は、検針危険箇所及び検針困難箇所の解消に有効である。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>(1) 設置基準 メーター本器は、誤通信等の発生防止のため、電流線、AC駆動機器等から500mm以上離すこと。</p> <p>(2) 同意書の提出</p> <p>ア. 新設、改造、修繕の場合 受信器のパルス出力利用の有無に関わらず、「遠隔指示式メーターの使用に関する同意書」を給水装置審査係に提出すること。</p> <p>イ. 上記以外の場合 上記以外で、既設メーター受信器のパルス出力を新たに利用する場合は、所轄の配水管理課に連絡した上で、同様式を提出すること。</p>	<p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言追加</p>																																								

	<p>5. 遠隔指示式メーターの特徴 遠隔指示式メーターは、次の電子式水道メーターを採用している。 メーターの指示部を電子化し、計量値を電氣的に記憶するものである。 信号は東京都統一規格により、メーカー間に信号等の互換性がある。 メーター本器と受信器共に液晶デジタル表示で、その指示値は定期的な通信により一致する。</p> <p>(1) メーター本器（ケーブル付属） マイコンを搭載し、積算値、瞬間流量値、パイロット、各種警告マークを液晶表示し、バッテリーを内蔵している。</p> <p>(2) 個別用表示装置（受信器） メーター本器からパルス信号及び電文信号を受け、メーター本器と同じ項目を液晶表示し、バッテリーを内蔵している。</p>	<p>5. 遠隔指示式メーターの特徴 遠隔指示式メーターは、次の電子式水道メーターを採用している。 メーターの指示部を電子化し、計量値を電氣的に記憶するものである。 信号は東京都統一規格により、メーカー間に信号等の互換性がある。 メーター本器と受信器共に液晶デジタル表示で、その指示値は定期的な通信により一致する。</p> <p>(1) メーター本器（ケーブル付属） マイコンを搭載し、積算値、瞬間流量値、パイロット、各種警告マークを液晶表示し、バッテリーを内蔵している。</p> <p>(2) 個別用表示装置（受信器） メーター本器からパルス信号及び電文信号を受け、メーター本器と同じ項目を液晶表示し、バッテリーを内蔵している。</p>	<p>文言修正</p>
<p>249</p>	<p>6. 設 計 ・ 施 工 設計、施工にあたっては、遠隔指示式メーター設置要領（標準図を含む。）のほか、電気設備工事共通仕様書及び電気設備工事標準図（国土交通省大臣官房長・公益社団法人建設保全センター）による。</p>	<p>6. 設 計 ・ 施 工 設計、施工にあたっては、遠隔指示式メーター設置要領（標準図を含む。）のほか、電気通信設備工事共通仕様書及び電気設備工事標準図（国土交通省大臣官房庁）による。</p>	<p>文言修正</p>
<p>250</p>	<p>2. 電 線 管</p> <p>(1) 電線管の保護 伝送電線は、電線管で保護すること。</p> <p>(2) 埋設深さ及び勾配 埋設する電線管は、300 mm以上の深さとし、途中の起伏がなく、また、メーターきょうより表示装置（受信器）に向け若干昇り勾配で布設する。</p> <p>(3) メーターきょうへの取込み 電線管は、下部通管口又はきょう中部に穴を開け、メーターきょう内へ50 mm程度取込むこと。なお、IV型きょうの場合は、専用の電線管引込み穴（φ23）を使用する。</p> <p>(4) 受信器との離れ 電線管は、表示装置取付板の端から10 mm程度離して配管する。</p> <p>(5) 隠ぺい配管 電線管は、外壁内の隠ぺい配管とすることができる。</p> <p>(6) ノイズ障害防止 受信器及び電線管は、ノイズ障害防止のため、他の電流線、エアコン及びAC駆動機器から500 mm以上離すこと。</p>	<p>2. 電 線 管</p> <p>(1) 電線管の保護 伝送電線は、電線管で保護すること。</p> <p>(2) 埋設深さ及び勾配 埋設する電線管は、300 mm以上の深さとし、途中の起伏がなく、また、メーターきょうより表示装置（受信器）に向け若干昇り勾配で布設する。</p> <p>(3) メーターきょうへの取込み 電線管は、下部通管口又はきょう中部に穴を開け、メーターきょう内へ50 mm程度取込むこと。なお、IV型きょうの場合は、専用の電線管引込み穴（φ23）を使用する。</p> <p>(4) 受信器との離れ 電線管は、表示装置取付板の端から10 mm程度離して配管する。</p> <p>(5) 隠ぺい配管 電線管は、外壁内の隠ぺい配管とすることができる。</p> <p>(6) 配管の曲がり 配管の曲がり角度は、90度以内にする。また、曲率半径は、管内径の6倍以上にする。</p> <p>(7) ノイズ障害防止 受信器及び電線管は、ノイズ障害防止のため、他の電流線、エアコン及びAC駆動機器から500 mm以上離すこと。</p>	<p>文言追記</p>

256- ②		年 月 日	(あて先) 札幌市水道事業管理者 様 (届出者) 住所 氏名 印	追加												
遠隔指示式メーターの使用に関する同意書																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">設置場所</td> <td>札幌市 区</td> </tr> <tr> <td>建物名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お客様番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>メーター口径</td> <td></td> </tr> </table>					設置場所	札幌市 区	建物名		お客様番号		メーター口径					
設置場所	札幌市 区															
建物名																
お客様番号																
メーター口径																
<p>上記給水装置において、貴局より貸与される電子式水道メーターを〔設置・使用〕するにあたり、当同意書の提出をもって、下記の条件を遵守することに同意します。</p>																
<p>1. パルス出力利用について</p> <p>貴局より貸与される電子式メーターのケーブル、または個別受信器から配線を分岐し、パルス変換器を設置して当方にて使用水量の管理をする場合は、以下の内容を遵守します。</p> <p>① 貴局から貸与されたメーター及び受信器の機能に影響を与えない方法で利用します〔別紙1「標準接続模式図」に準拠のこと〕。なお、パルス変換器の影響でメーター有効期限満了前にメーター本体の交換等が必要となった場合は、貴局の所轄配水管理課に報告の上、費用を含めて全て当方の責任にて行います。</p> <p>② 貴局によるメーター本体及び受信器の交換に伴い発生する設定変更作業や設備改修は費用も含めて全て当方の責任にて行います。</p> <p>③ 出力パルスの利用に起因する紛争や事故等については、当事者間で解決し、苦情などを水道局に一切申し立てません。</p>																
<p>2. 水道メーターの管理について</p> <p>水道メーターの交換を含む維持管理及び計量に支障がないように水道メーターを管理し、水道局が計画的または緊急的に行う交換等の作業については、全面的に協力します。</p>																
<p>3. 建物の譲渡について</p> <p>建物の譲渡が行われる場合は、前述の事項について確実に譲受人に引継ぎます。</p>																
				以上												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">水道局記事欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">施工区分</td> <td style="width: 15%;">新設</td> <td style="width: 15%;">既設</td> <td style="width: 45%;">整理番号</td> </tr> <tr> <td>パルス変換器の有無</td> <td></td> <td></td> <td>受理年月日</td> </tr> </table>					水道局記事欄				施工区分	新設	既設	整理番号	パルス変換器の有無			受理年月日
水道局記事欄																
施工区分	新設	既設	整理番号													
パルス変換器の有無			受理年月日													
<p>※届出者は給水装置所有者とする。</p>																

遠隔指示式メーターの使用に関する同意書の提出について

札幌市水道局（以下「当局」という）の遠隔指示式（電子式、個別）水道メーター（以下「電子メーター」という）を設置・使用する給水装置は、以下の理由から同意書の提出をいただいております。

記

1. 貸与メーターの仕様について

- (1) 当局が購入する遠隔指示式水道メーターは、当局の検針業務等に必要な機能〔積算水量、各種警告アラーム、流水確認（パイロット）等の表示〕について指定し購入しており、出力パルスを提供することは想定しておりません。
- (2) 出力パルスの設定内容についてメーカー間の互換性はなく、パルス信号を使用する場合の方法もメーカーごとに異なっております。そのため、設置するメーターのメーカーが変更となった場合に、変換器の設定変更や設備改修が必要になる場合があります。
- (3) 遠隔指示式メーターの本体及び受信器は、有効期限満了前に電池切れがないように内蔵する電池寿命の仕様を「10年（保存2年、使用8年）以上を保証するもの」として購入していますが、出力パルスの利用の影響により、メーター本体及び受信器の電池がメーターの有効期限満了前に切れる場合があります。

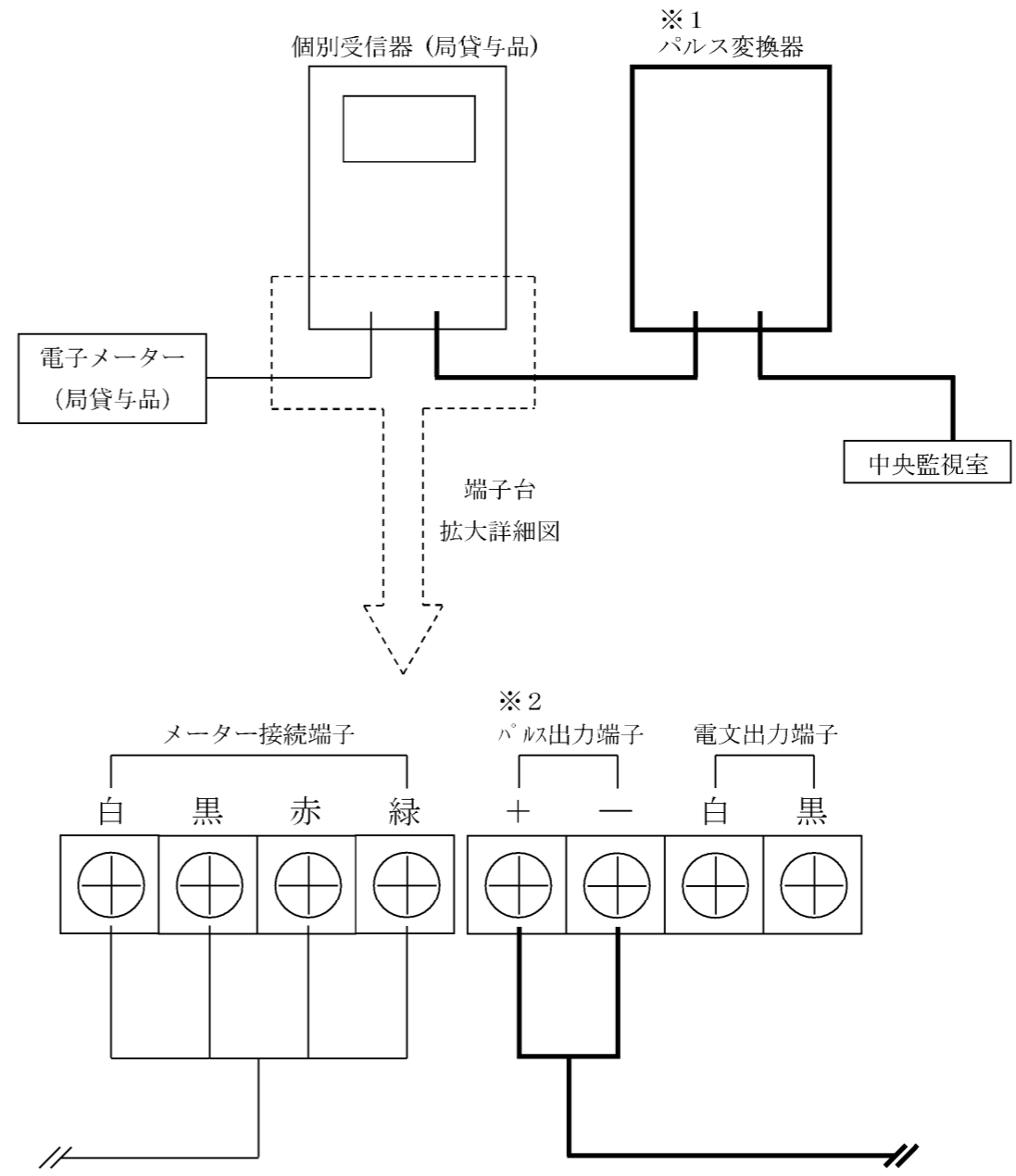
2. パルス出力利用について

上記の貸与メーターの仕様及びメーターの有効期間満了（8年）による交換を考慮し、当局としては出力パルスの利用は推奨しておりませんが、現段階ではその利用について制限するものではないと考えております。

しかし、メーターの貸与後に出力パルスの利用を開始したメーターにおいて、メーター交換や電池切れ等で給水装置所有者とトラブルとなる事例が少なからずあることから、パルス出力を利用する予定のない方も含めて、事前にパルス出力についてご理解をいただいた上で、同意書の提出をいただいております。

以上

標準接続模式図



※1 パルス変換器及び配線については需要者の責任で取付とする。
 ※2 パルス出力端子が需要者との責任分岐点とする。

<p>258</p>	<p>4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出</p> <p>(1) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」＜解説＞3. 修繕工事の適用で定める修繕工事を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。</p> <p>(2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号（栓番）、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。（指針が記入出来ない場合は、その理由をコメント欄に記載すること。）</p> <p>(3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>(4) 修繕工事施工図の「メーター上流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入すること。ただし、改良（布設替）不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことから、下記の表を参考に記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="320 630 926 903"> <thead> <tr> <th>凡例記号</th> <th>残存（改良不良可能）理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>道路掘削規制</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ロードヒーティング</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>技術上不可能（障害物、基礎下等）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>掘削拒否</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える等の工事を行った場合は、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係に提出すること。</p> <p>(6) 修繕施工図の作成にあたって、施工場所、施工内容を分かりやすく図示するとともに、使用材料とその数量を一覧表にし、記載すること。</p> <p>5. 修繕工事に関する記録及び保管</p> <p>指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第25条の4第3項第3号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。</p>	凡例記号	残存（改良不良可能）理由	A	道路掘削規制	B	ロードヒーティング	C	技術上不可能（障害物、基礎下等）	D	掘削拒否	E	その他（ ）	<p>4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出</p> <p>(1) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」＜解説＞3. 修繕工事の適用で定める修繕工事を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。</p> <p>(2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号（栓番）、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。（指針が記入出来ない場合は、その理由をコメント欄に記載すること。）</p> <p>(3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係（検査業務受託者）に提出すること。</p> <p>(4) 修繕工事施工図の「メーター上流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入することとし、記入する範囲は単独栓は分岐から水道メーターまで、連合栓は分岐から第1親止水栓までとする。ただし、改良（布設替）不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことから、下記の表を参考に記入すること。</p> <table border="1" data-bbox="1549 703 2154 976"> <thead> <tr> <th>凡例記号</th> <th>残存（改良不良可能）理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>道路掘削規制</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ロードヒーティング</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>技術上不可能（障害物、基礎下等）</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>掘削拒否</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>その他（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える（チーズ撤去）等の工事を行った場合は、隣接する家屋の修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係（検査業務受託者）に提出すること。</p> <p>(6) 修繕施工図の作成にあたって、施工場所、施工内容を分かりやすく図示するとともに、使用材料とその数量を一覧表にし、記載すること。</p> <p>5. 修繕工事に関する記録及び保管</p> <p>指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第25条の4第3項第3号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。</p>	凡例記号	残存（改良不良可能）理由	A	道路掘削規制	B	ロードヒーティング	C	技術上不可能（障害物、基礎下等）	D	掘削拒否	E	その他（ ）	<p>文言修正</p> <p>文言追記</p> <p>文言修正</p>
凡例記号	残存（改良不良可能）理由																										
A	道路掘削規制																										
B	ロードヒーティング																										
C	技術上不可能（障害物、基礎下等）																										
D	掘削拒否																										
E	その他（ ）																										
凡例記号	残存（改良不良可能）理由																										
A	道路掘削規制																										
B	ロードヒーティング																										
C	技術上不可能（障害物、基礎下等）																										
D	掘削拒否																										
E	その他（ ）																										
<p>272</p>	<p>本市における給水装置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和25年に「上水道給水工事施工要綱」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建築業界などの関係者にも広く活用されている。</p> <p>これら設計施工要綱等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="261 1774 1418 1995"> <tbody> <tr> <td>昭和25年</td> <td>「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定</td> </tr> <tr> <td>昭和29年</td> <td>同要綱の改訂</td> </tr> <tr> <td>昭和30年</td> <td>「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作</td> </tr> <tr> <td>昭和31年</td> <td>「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定</td> </tr> <tr> <td>昭和41年</td> <td>「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事</td> </tr> </tbody> </table>	昭和25年	「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定	昭和29年	同要綱の改訂	昭和30年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作	昭和31年	「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定	昭和41年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事	<p>本市における給水装置工事の設計施工に係る要綱等の変遷は、昭和25年に「上水道給水工事施工要綱」を制定して以来、近代水道の構築と共に本市給水装置の技術基準書として改訂を重ね、指定事業者のみならず建築業界などの関係者にも広く活用されている。</p> <p>これら設計施工要綱等の変遷を明らかにするために、下記のとおり改訂の沿革を掲載する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1489 1774 2647 1995"> <tbody> <tr> <td>昭和25年</td> <td>「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定</td> </tr> <tr> <td>昭和29年</td> <td>同要綱の改訂</td> </tr> <tr> <td>昭和30年</td> <td>「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作</td> </tr> <tr> <td>昭和31年</td> <td>「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定</td> </tr> <tr> <td>昭和41年</td> <td>「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事</td> </tr> </tbody> </table>	昭和25年	「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定	昭和29年	同要綱の改訂	昭和30年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作	昭和31年	「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定	昭和41年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事	<p>文言修正</p>				
昭和25年	「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定																										
昭和29年	同要綱の改訂																										
昭和30年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作																										
昭和31年	「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定																										
昭和41年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事																										
昭和25年	「上水道給水工事施工要綱」（直営工事用）を制定																										
昭和29年	同要綱の改訂																										
昭和30年	「給水装置技術講義録」として設計者用に冊子を製作																										
昭和31年	「給水工事設計施工要綱」（業者工事用）を制定																										
昭和41年	「給水工事設計施工要綱」直営工事及び業者工事共通として発刊 従来の給水工事実施要領、メータの設置に関する要領、地下埋設管取替工事																										

	<p>実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。</p> <p>昭和43年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和45年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和47年5月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和49年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和51年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和53年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和55年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和57年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和59年6月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和61年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 平成元年7月 「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。 給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するため「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。</p> <p>平成6年4月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 平成10年4月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改訂を行った。</p> <p>平成15年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成20年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成25年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成27年4月 (同年8月・11月) 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 平成29年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 令和2年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂</p>	<p>実施要領、上水道工事に関する心得などの各要領を集約し製本した。</p> <p>昭和43年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和45年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和47年5月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和49年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和51年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和53年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和55年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和57年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和59年6月 「給水工事設計施工要綱」改訂 昭和61年4月 「給水工事設計施工要綱」改訂 平成元年7月 「給水装置工事設計施工指針」に名称を変更し、全面改定を行った。 給水装置の設計施工基準を根本から考え、その根底にある基本を表現するため「絶対的基準と指導的基準」に大別し、時代の要求に対応できるようリフレッシュ化を図り、構成も見直すなど全面改定を行った。</p> <p>平成6年4月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 平成10年4月 「給水装置工事設計施工指針」改訂 規制緩和を目的とする水道法等の改正に伴い、本市水道事業給水条例及び同施行規程の一部改定を行った。このことに合わせて、厚生省による「給水装置標準計画・施工方法」を参考にするなど指定工事店制度の広域化を考慮し、改訂を行った。</p> <p>平成15年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成20年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成25年4月 「給水装置工事設計施工指針」全面改訂 平成27年4月 (同年8月・11月) 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 平成29年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 令和2年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂 令和3年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂</p>	<p>文言追加</p>
--	---	--	-------------